

アーキビスト認証委員会（第9回） 議 事 次 第

日 時：令和3年9月3日（金）
14時00分～16時00分
場 所：国立公文書館4階会議室

議題

- （１）アーキビスト認証に係る普及啓発活動について（報告）
- （２）認証アーキビストの更新に係る検討について
- （３）アーキビスト認証に係る拡充検討について

配付資料

資料 1	アーキビスト認証に係る普及啓発活動について
資料 2	認証アーキビストの更新に係る検討について
資料 3	アーキビスト認証に係る拡充検討について
資料 4	行政文書管理の中核を担う専門人材の育成・確保の取組方針 (内閣府公文書管理課説明資料)

アーキビスト認証に係る普及啓発活動について

1 実施状況

1) 全国公文書館長会議構成館向け説明

- ・ 6月10日（木） 10:15～11:00 73 機関 140 名参加 ※オンライン、対面

全国公文書館長会議において、「アーキビスト認証について」と題し説明し、意見交換を実施。

2) 申請者向け全体説明会

認証アーキビストの申請希望者及びアーキビスト認証に興味・関心を持つ方に向けて、オンラインにて説明会を開催した。

なお、開催にあたっては、全国公文書館長会議構成館やアーカイブズ関係機関協議会構成機関へメールを送るとともに、館ホームページ及び SNS も活用して周知を図った。

- ・ 7月21日（水） 14:00～15:30 36 名参加

- ・ 7月31日（土） 14:00～15:30 44 名参加

また、説明会に参加できなかった方に向けて、7月31日（土）説明会の録画映像を、8月17日（火）より館 YouTube チャンネルにて公開した。8月末までに 151 回のアクセスがあった。

3) 関係機関向け個別説明会

全国公文書館長会議構成館など関係機関の求めに応じ、個別に説明会を実施した。

- ・ 5月20日（火） 富山県公文書館 14:20～15:40 23 名参加 ※対面

富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会の令和3年度総会講演会において「アーキビスト認証について」と題し講演

- ・ 6月23日（水） 国立公文書館 14:00～15:30 10 名参加 ※オンライン

- ・ 6月26日（土） 日本歴史学協会 13:30～17:30 260 名登録 ※オンライン

第26回史料保存利用問題シンポジウムの特別報告として「令和2年度アーキビスト認証の実施結果と令和3年度の取組について」と題し報告

- ・ 7月13日（火） 昭和女子大学 9:00～10:30 102 名参加 ※オンライン、対面

同大学人間文化学部歴史文化学科にて開講している「デジタル情報論」において、「アーキビスト認証について」と題し講義

4) 高等教育機関向け個別説明

7月29日（木）に館アーキビスト認証ホームページにて、アーキビスト認証に係る科目設置を検討している高等教育機関の担当者向け個別説明の実施を公表。複数の機関より開催希望が寄せられ、随時実施中。

2 その他

- ・ 日本アーカイブズ学会『アーカイブズ学研究』（第35号、令和3年12月発行予定）、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』（第32号、令和4年3月発行予定）への寄稿を予定。

認証アーキビストの更新に係る検討について

アーキビスト認証委員会（第8回）において、「認証更新できなかった場合の措置」※について決定し公表したところ。また、意見交換事項として議論した点については、以下のとおりとしたい。

※有効期間が切れた6年目以降であっても、更新点数累積期間（最近5年）で累積した点数が20点を満たせば更新申請可能

1 育児・介護休業における特例措置

○委員会での議論（概要）

特例措置の検討のためには、認証アーキビストに係る現状把握のデータが必要ではないか。

○対応案

- ・ 特例措置の検討に限定せず、認証アーキビストが活躍しやすい環境を整備するための現状把握として、令和4年1月以降に認証アーキビストに対し雇用形態や育児・介護休業取得可能状況等を含むアンケート調査項目の検討を開始する。
- ・ アンケート結果を踏まえて特例措置の可否に関する検討する。

2 認証アーキビスト審査規則別表2に示す「研修会等」の具体化

○委員会での議論（概要）

認証アーキビスト審査規則別表2に示す「研修会等」の具体化を図り、「よくある質問（FAQ）」で示す方向性について、特段のご意見なし。

○対応案

- ・ 「研修会等」の要件を以下のとおり設定する。
 - ① 認証アーキビストの共通課題（評価選別・利用審査等）について討議を行う研修会・研究会
 - ② 認証アーキビストが対応すべき新しい課題（電子化等）に対する知識・技能を学べる研修会・研究会
- ・ アーカイブズ関係機関協議会構成機関等に対して研修会の要件（上記①・②）を報告し、各機関に対し要件に該当する研修会等の開催について照会する。該当する研修会等が確認できた場合、「よくある質問（FAQ）」の例示として追記する。
- ・ 認証要件となっている研修の取扱いについて検討する。

（課題）未受講者の場合、体系的な教育の機会を得られることで網羅的な知識・技能等の再確認ができる一方、初級者向けの内容を含む科目・研修の受講を更新のポイントとすることが妥当か。

3 新規項目の追加

○委員会での議論（概要）

「公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画」、「被災公文書等の救援活動」の追加方針について、特段のご意見なし。

○対応案

（１）「公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画」

- ・ アーカイブズに係る調査研究能力の項目として整理。
- ・ 令和３年度中に同項目の標準点数（案）を示す。

例：１０点／年を標準点数とする。

（既定の審査規則別表２との整合性を図るとともに判断基準の過度な細分化を避けるため、役割や貢献度を踏まえた加点は行わず年単位で一律としたい。）

（２）「被災公文書等の救援活動」

- ・ アーカイブズに係る調査研究能力の項目として整理。
- ・ 「被災公文書等の救援活動」の要件を以下のとおり明記する。

○所属機関の業務として救援活動を実施した場合

○歴史資料ネットワーク等の団体やプロジェクトチームに参画し、被災公文書等の救援活動を実施した場合

- ・ 令和３年度中に同項目の標準点数（案）を示す。

例：５点／日を標準点数とする。

（同上の理由により、日単位で一律としたい。）

その他

上記対応において、規則改正や「よくある質問（FAQ）」への追加は、来年度の規則改正時（令和４年５月頃）にアーキビスト認証委員会へ諮った上で、実施予定。

【参考１】「アーキビスト認証の実施について」（令和２年３月２４日国立公文書館長決定）。

（６）認証の有効期間・更新

認証の有効期間は５年とする。社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、認証アーキビストに求められる知識・技能等が更新されているかを確認するため、申請に基づき更新に係る審査を行う。

【参考2】認証アーキビスト審査規則 別表2 認証アーキビストの活動に関する標準点数

(1) 知識・技能等

点数	主な内容	備考
9点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（3日以上）を受講	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る大学院修士課程相当の科目を修得（2単位）	
6点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（2日）を受講	
3点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（1日以下）を受講	

(2) 実務経験

点数	主な内容	備考
3点／年	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る実務経験（4か月ごとに1ポイント）	認証期間満了日までを含む。

(3) 調査研究能力

点数	主な内容	備考
20点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る著作（単著）	自費出版を除く。
15点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る論文（10,000字以上）	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究ノート（4,000字以上10,000字未満）	
5点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る職務の成果（目録、データベース、書評、調査報告、資料紹介、資料集、展示図録等）	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究発表	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修等の講師	
3点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る業務報告書等（4,000字未満、既公表のもの）	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る調査研究活動	

（備考）

1 上記実績は、点数に該当する例を示したもの。

アーキビスト認証に係る拡充検討について

1 アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート調査結果について

【概要】

- ・ 回答機関数：97/101 機関（回答率 96%）
- ・ 県立、市立、大学法人立の3館（広島県立文書館、尼崎市立歴史博物館（あまがさきアーカイブズ）、東京大学文書館）に対し、回答の理由等についてヒアリングを実施。

【結果】別添1・2参照

- ・ 約7割の機関がアーキビスト認証のメリットを感じている。
- ・ 「准アーキビスト」（仮称）の資格化に係る必要性（「はい」「どちらかといえば、はい」）の回答率

認証アーキビストと同様に業務を行う者 [37%]

例：人事異動により配置され、数年で異動する行政職員、長期の勤務経験を有するが、調査研究は行わない職員

認証アーキビストの指示のもと作業を行う者 [23%]

例：パートタイム職員

実務経験は無いが、知識・技能等を修得した者 [58%]

例：大学院修士課程の科目又は関係機関における同程度の研修を受講し、アーカイブズに係る専門的知識を修得した者

- ・ ヒアリング調査で得られた主な意見

「アーキビスト」の名が付く資格のレベルを安易に下げるべきではない。

入口である教育制度と出口である就職先をリンクさせる必要がある。

教育制度の充実化が重要。

「准アーキビスト」（仮称）を設ける目的を明確にするべき。

2 ご議論いただきたい事項について

- ・ アンケート及びヒアリング調査の結果を踏まえ、「准アーキビスト」（仮称）を設ける目的について、各委員よりご意見をいただきたい。

（例1）認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材定着を図る。

（例2）公文書等の管理に係る基礎的知識を有する者を公的に認める仕組みを設け、資格取得を促すことを通して、アーカイブズ・アーキビストに関する社会的理解・認知度を高める。

3 今後のスケジュール ※当委員会で検討

（令和3年10～12月 認証アーキビストの審査）

令和4年3月 拡充の目的、資格保有者の果たす役割の確認

6月 検討すべき項目を選定

8月～ 選定した項目に沿って検討を開始

アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート調査報告(概要)

調査期間:令和3年4月6日～5月10日

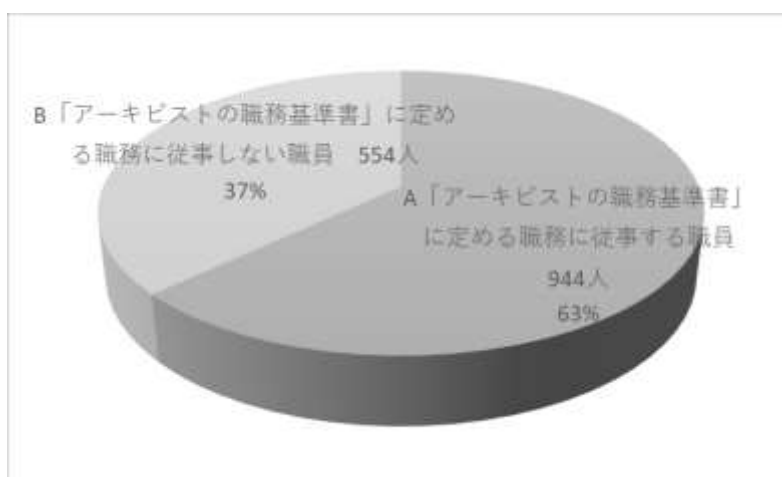
調査対象:全国公文書館長会議構成館 101 機関 回答機関数:97 機関(回答率 96%)

○職員数及びその内訳の総括 ※問 1-1、問 1-2、問 2-1 の回答をとりまとめたもの

現在の職員数			1,498 名
内 訳	A.「アーキビストの職務基準書」に定める職務に <u>従事する職員</u> (=a+b+その他+c)		944 名
	a.認証を受けた者(認証アーキビスト)		101 名
	b.今後、認証要件を満たす可能性があると思われる者		254 名
	その他(未回答、分類不能など)		51 名
	c.今後も認証要件を満たす可能性が低い者(=c1+c2+c3)		538 名
内 訳	c1.認証アーキビストと同様に業務を担う者 例:人事異動により配置され数年で異動する行政職員 例:長期の勤務経験を有するが、調査研究は行わない職員	205 名	
	c2.認証アーキビストの指示のもと作業を行う者 例:パートタイム職員	299 名	
	c3.その他	34 名	
B.「アーキビストの職務基準書」に定める職務に <u>従事しない職員</u> 例:総務担当者			554 名

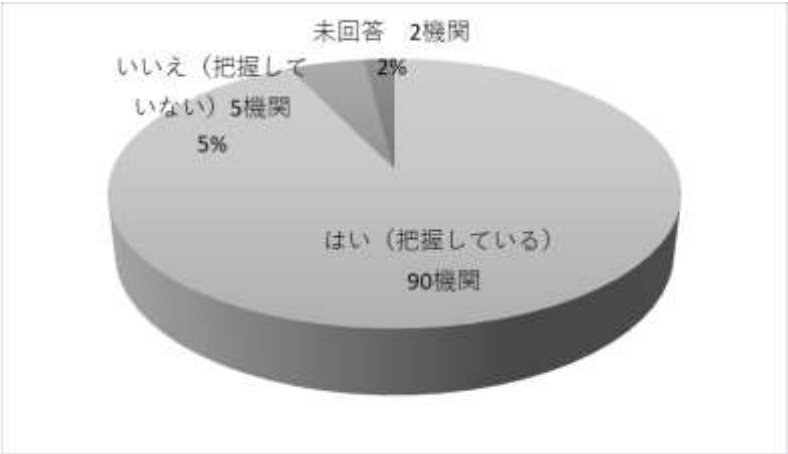
※各館回答において合計値とその内訳(A と abc の合計値、c と c1～3 の合計値)が不一致の場合は、適宜修正し集計した。

○問1-1 職員数(令和3年4月1日現在)とその内訳



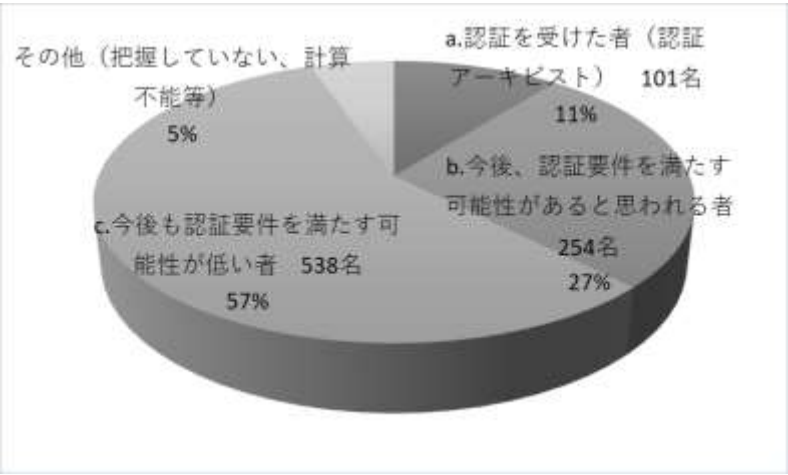
A.「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員	944 名(63%)
B.「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事しない職員 例:総務担当者	554 名(37%)
計	1,498 名(100%)

○問1－2 認証を受けた者(認証アーキビスト)の数等を把握しているか



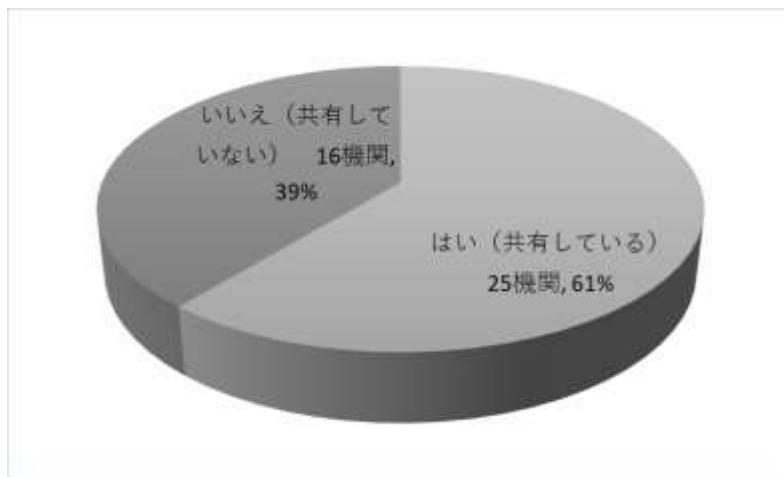
はい(把握している)	90 機関(93%)
いいえ(把握していない)	5 機関 (5%)
未回答	2 機関 (2%)
計	97 機関(100%)

問 1-1 回答「A.「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員」の内訳



a. 認証を受けた者(認証アーキビスト)	101 名(11%)
b. 認証要件を満たす可能性があると思われる者	254 名(27%)
c. 今後も認証要件を満たす可能性が低い者	538 名(57%)
その他(把握していない、計算不能など)	51 名 (5%)
計	944 名(100%)

○問1－3（認証を受けた職員がいる場合）公文書管理を主管する部局と情報を共有したか

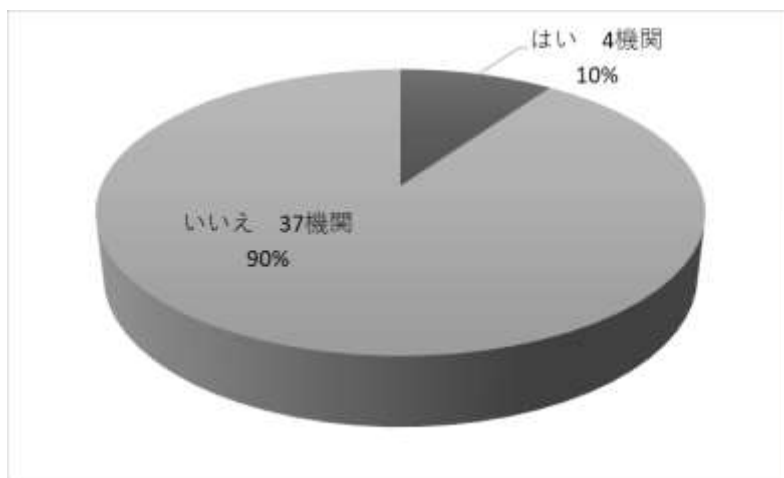


はい （共有している）	25 機関(61%)
いいえ （共有していない）	16 機関(39%)
計	41 機関(100%)

【共有の方法(主なもの)】

- ・ 県民向けに記者発表を実施。
- ・ ニュースレター、広報紙等で情報を発信。
- ・ 主管課へ報告。
- ・ 主管課と調整して、県内の全認証者(7名)で知事表敬、報告。

○問1－4（認証を受けた職員がいる場合）認証を受けた職員に対する待遇改善を行ったか

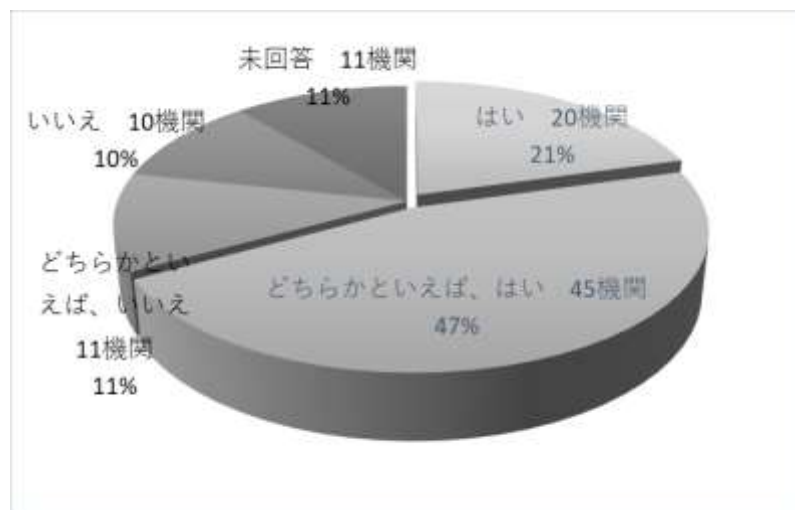


はい	4 機関(10%)
いいえ	37 機関(90%)
計	41 機関(100%)

【待遇改善の具体的方法】

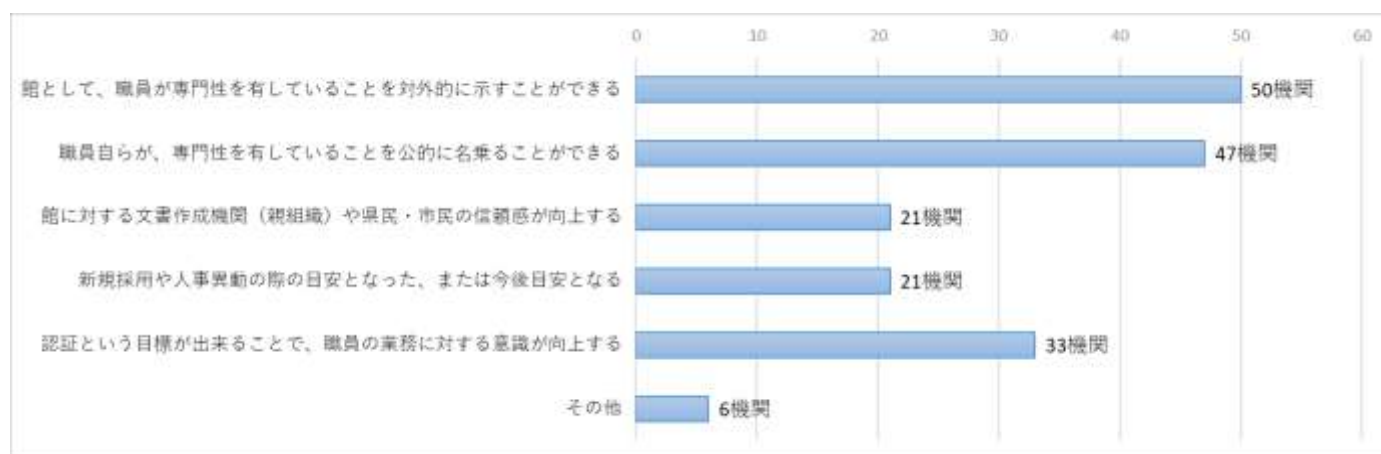
- ・ 常勤職員に対して特別昇給を実施。
- ・ 勤勉手当上位成績区分適用優先順位報告の際に認証を勘案。
- ・ 認証アーキビストの資格取得に要する経費(登録料)について、資格取得者に対し当該経費を県費助成する「認証アーキビスト資格取得支援要綱」を制定するとともに、資格取得者1名に対し、当該経費を助成。

○問1-5 アーキビスト認証の開始によってメリットがあったか、または今後メリットがあるか



はい	20 機関(21%)
どちらかといえば、はい	45 機関(47%)
どちらかといえば、いいえ	11 機関(11%)
いいえ	10 機関(10%)
未回答	11 機関(11%)
計	97 機関(100%)

○問1-6 (問 1-5 で「はい」「どちらかといえば、はい」の回答者)認証のメリットとは何か(複数回答可)



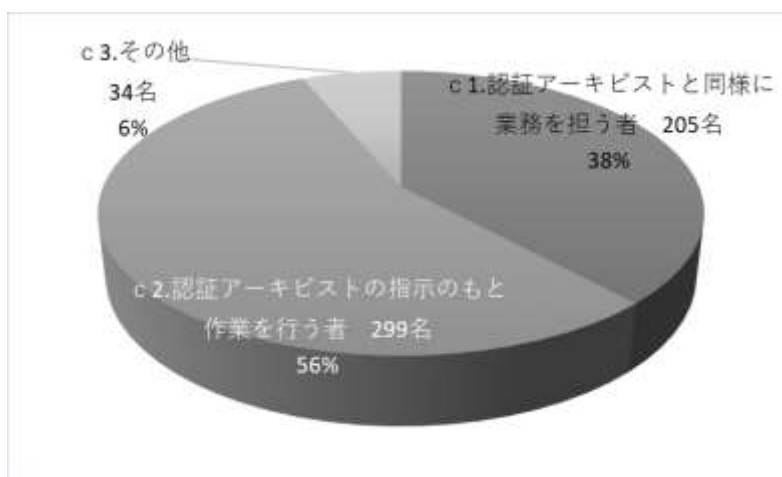
(その他の具体的内容)

- ・ 親組織の文書管理体制に対する外部からの信頼性向上に寄与することができた(親組織への貢献)。
- ・ 現在の職員は非正規(会計年度任用職員)だが、正規職員配置につながることを期待できる。
- ・ 認証アーキビストの持つ知識、情報を他の職員へ伝達し、共有することで公文書管理の改善に繋がる。
- ・ 社会全体が(公)文書館の意義や公文書管理の重要性について、意識を高めるきっかけになる。

○問1-7 (問 1-5 で「いいえ」「どちらかといえば、いいえ」の回答者)メリットまたは今後メリットがないとする理由

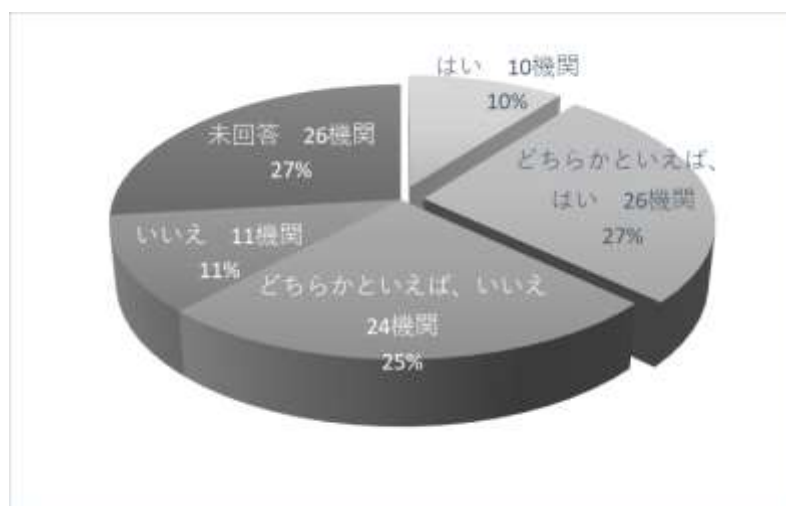
- ・ 認証資格の有無・可否により、業務内容や成果物の質が変わるわけではない。
- ・ 認証アーキビストがいない公文書館であることを対外的に示すこととなるため。

○問2-1 「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員のうち、今後も認証アーキビストの要件を満たす可能性が低い者(問 1-2 回答 c の者)の内訳



c1. 認証アーキビストと同様に業務を担う者 例：人事異動により配置され、数年で異動する行政職員 例：長期の勤務経験を有するが、調査研究は行わない職員	205 名(38%)
c2. 認証アーキビストの指示のもと作業を行う者 例：パートタイム職員	299 名(56%)
c3. その他	34 名 (6%)
計	538 名(100%)

○問2-2 問 2-1 の c1(今後も認証要件を満たす可能性が低い者のうち、認証アーキビストと同様に業務を担う者)の資格化の必要性について



はい	10 機関(10%)
どちらかといえば、はい	26 機関(27%)
どちらかといえば、いいえ	24 機関(25%)
いいえ	11 機関(11%)
未回答	26 機関(27%)
計	97 機関(100%)

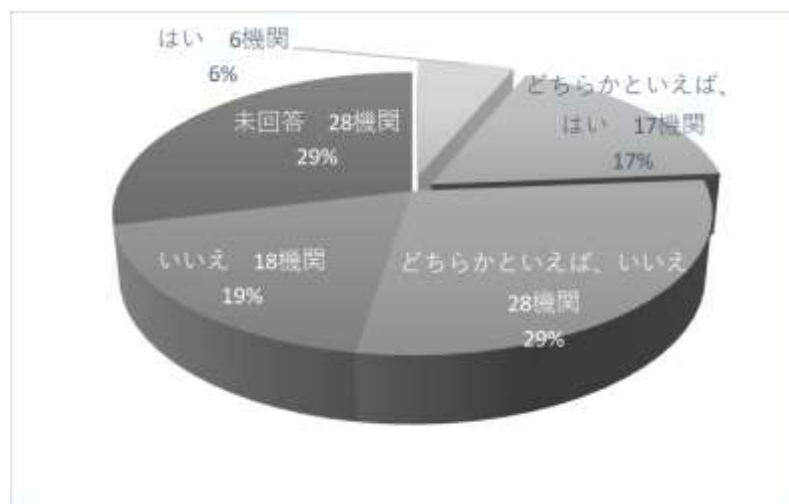
「はい」「どちらかといえば、はい」の主な理由

- ・ 対外的に説明を行う際、信用度が高くなる。
- ・ 認証アーキビストの要件が高いため、同様の業務を行っている者に対する簡易な資格があった方がよい。
- ・ 何らかの資格があることで、職員の業務に対する意識が向上する。

「いいえ」「どちらかといえば、いいえ」の主な理由

- ・ 定期的に異動する職員であるため。
- ・ 業務上、資格がなくても支障がない。
- ・ 同様の業務を行うのであれば、資格には微細な区分を設けず、一つでよい。

○問2-3 問2-1のc2(今後も認証要件を満たす可能性が低い者のうち、認証アーキビストの指示のもと作業を行う者)の資格化の必要性について



はい	6 機関 (6%)
どちらかといえば、はい	17 機関(17%)
どちらかといえば、いいえ	28 機関(29%)
いいえ	18 機関(19%)
未回答	28 機関(29%)
計	97 機関(100%)

「はい」「どちらかといえば、はい」の主な理由

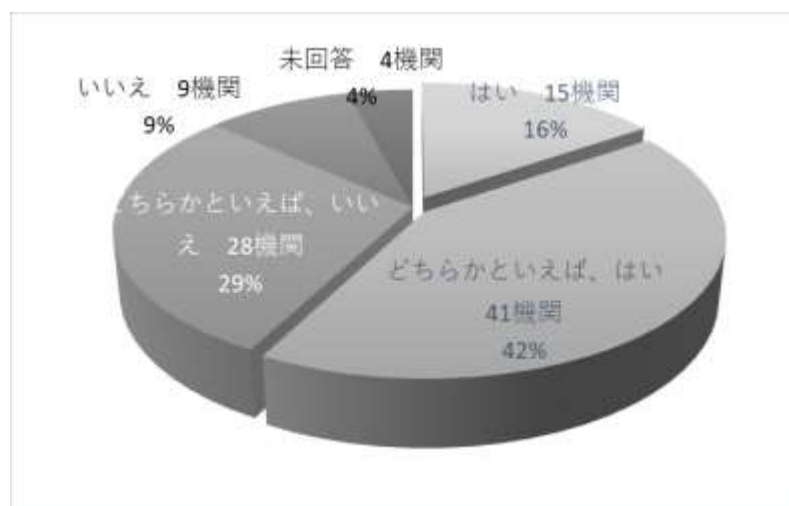
- ・ 職員の意識向上につながる。
- ・ 任用や採用選考の際の参考となる。
- ・ 研修・教育制度の充実につながる。

「いいえ」「どちらかといえば、いいえ」の主な理由

- ・ 業務上、資格がなくても支障がない。
- ・ 職員の採用に支障が出る。
- ・ アーキビストに関する資格について、あまりに複雑な体系にすることは、好ましくない。

○問3 「アーキビストの職務基準書」に定める職務の実務経験を有してないが、アーキビストに必要な知識・技能等を修得した者※に資格を付与することの必要性

※例：大学院修士課程の科目又は関係機関における同程度の研修を受講し、アーカイブズに係る専門的知識を修得した者



はい	15 機関(16%)
どちらかといえば、はい	41 機関(42%)
どちらかといえば、いいえ	28 機関(29%)
いいえ	9 機関 (9%)
未回答	4 機関 (4%)
計	97 機関(100%)

「はい」「どちらかといえば、はい」の主な理由

- ・ 専門知識を有した人材を効率的に獲得することが可能となる。
- ・ アーキビストに必要な知識・技能等を修得していれば資格を付与することが必要。
- ・ アーカイブズ、アーキビストの普及につながる。
- ・ 認証の要件である実務経験を積むことが困難。

「いいえ」「どちらかといえば、いいえ」の主な理由

- ・ 資格付与には一定の実務経験が必要。
- ・ 既存の枠組みで十分。

アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート調査報告(詳細)

※機関が特定されうる記述については、趣旨を違わない範囲で修正しております。

調査期間 令和3年4月6日～5月10日
回答機関数 97 機関(全 101 機関、回収率 96%)
調査票 別添のとおり

問1 認証アーキビストについて

問1-1. 職員数(令和3年4月1日現在)

現在の職員数 1,498名
(内訳)
A.「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員 944 名
B.「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事しない職員 554 名

問1-2 (問1-1の回答Aの内)認証を受けた者(認証アーキビスト)の数等を把握していますか。把握している場合は、その内訳をお答えください。

はい(把握している) 90 機関
いいえ(把握していない) 5 機関
未回答 2 機関

【把握している場合、その内訳の総計】

a. 認証を受けた者(認証アーキビスト) 101 名
b. 今後、認証要件を満たす可能性があると思われる者 254 名
c. 今後も認証要件を満たす可能性が低い者 538 名
その他(把握していない、回答できない等) 51 名

問1-3 (認証を受けた職員がいる場合)職員が認証を受けたことを、公文書管理を主管する部局等と共有しましたか。「はい」の場合は、その内容・方法などをお答えください。

はい(共有している) 25 機関
いいえ(共有していない) 16 機関

【共有の方法】

- ・ 認証を受けた職員の処遇に配慮するため、認証された当館職員の名簿を入手。
- ・ 総務課に適宜情報を共有。
- ・ 学内公文書管理委員会において報告。
- ・ ニュースレターに掲載した。事務部門とメールアカウントを共有しており、国立公文書館からのアーキビスト認証の実施結果についての通知文書を共有している。
- ・ 職員が認証を受けたことを当室の令和 2 年度活動状況報告書に記載し本部事務局に提出した(5～6 月開催の部局長会議において報告実施予定)。また、職員の資格取得として総務部人事課へ報告した。
- ・ 関連部署に伝達、ホームページ研究者紹介欄に掲載。
- ・ 館長より、主管課および人事課に報告。広報誌に掲載。
- ・ 国立公文書館ホームページ登載の名簿を共有。
- ・ 口頭で報告している。
- ・ 認証アーキビストについて、本課に報告後、プレスリリースを実施。
- ・ 事前連絡。
- ・ 当課職員が認証を受けた旨を関係部局と情報共有を行った(「知事・副知事報告」の庁内メールを転送)。
- ・ 県立公文書館の認証アーキビストについて、県民向けに記者発表を実施。
- ・ 資格取得について、館でとりまとめて主管課へ報告をした。

- ・ 公文書管理を主管する課に口頭にて報告。
- ・ 認証アーキビストの専門職員としての位置づけと、職員2名が認定されたことについて、口頭で文書保存管理担当部署(総務学事課)に報告。
- ・ 公文書管理主管課に情報を提供した。
- ・ 認証アーキビスト制度の開始及びその概要、並びに本館において1名(主任専門職員)が認証アーキビストに認証された旨を、県総務部長、文書管理主管課及び人事担当課へ報告した。
- ・ 主管課と調整して、県内の全認証者(7名)で知事表敬し、報告した。
- ・ 所管部に口頭で伝達。
- ・ 庁内の回覧で情報共有。
- ・ 市長、総務部長へ報告。
- ・ 当館が公文書管理業務を所管しており、該当者が当館職員のため。
- ・ 認証状の写しを人事担当課(職員課)に提出した。
- ・ 資料提示による情報共有。

問1-4 認証を受けた職員に対する待遇改善を行ったか

はい 4 機関
いいえ 42 機関

【具体的内容】

- ・ 常勤職員に対しては、特別昇給を実施。非常勤職員については、常勤職員に登用した際に初任給決定に特別昇給相当の配慮を実施
- ・ 勤勉手当上位成績区分適用優先順位報告の際に認証を勘案。また特別昇給を検討中。
- ・ 認証アーキビストの資格取得に要する経費(登録料)について、資格取得者に対し当該経費を県費助成する「認証アーキビスト資格取得支援要綱」を制定するとともに、資格取得者1名に対し、当該経費を助成した。
- ・ 検討は実施する。市の中に多数いる会計年度採用職員に対して、限定的な対象者の待遇を変えることは大変に困難な事柄であり、実現には多くのハードルを解決していかなければならず、相当の理由と時間が必要と考えている。現在まで館の運営を行っていた実績がありながらも変更を加えるためには、先ずは、組織管理部門・人事部門・財政部門が納得する理由として採用困難な人材と「資格」でなければならず、また、時間の経過とともに多くの資格保有者が誕生する状況を考えると、上記の各部門等が納得できる説明となるか厳しいと感じている。

問1-5 アーキビスト認証の開始によるメリット又は将来的なメリットがあるか。

1 はい 20 機関
2 どちらかといえば、はい 45 機関
3 どちらかといえば、いいえ 11 機関
4 いいえ 10 機関
未回答 11 機関

問1-6 認証のメリット(複数回答可)。

館として、職員がアーカイブズに係る専門性を有している者であることを、対外的に示すことができる。

50 機関

職員自らがアーカイブズに係る専門性を有している者であることを公的に名乗ることができる。

47 機関

館に対する文書作成機関(親組織)や県民・市民の信頼感が向上する。

21 機関

新規採用や人事異動の際の目安となった、または今後目安となる。

21 機関

認証という目標が出来ることで、職員の業務に対する意識が向上する。

33 機関

その他

6 機関

【その他の具体的内容】

- ・ 親組織の文書管理体制に対する外部からの信頼度の向上に寄与することができた(親組織への貢献)。
- ・ 現在の職員は非正規(会計年度任用職員)だが、アーキビスト認証制度により正規職員配置につながる事が期待できる。
- ・ 認証アーキビストの持つ知識、情報を他の職員へ伝達し、共有することで公文書管理の改善に繋がる。
- ・ 社会全体が(公)文書館の意義や公文書管理の重要性について、意識を高めるきっかけになるものと考えます。
- ・ 博物館等の学芸員のように、資格が存在する業務であることを上司等に周知することができた。
- ・ 今のところメリットは考えられませんが、今後あるかもしれないと思っています。

問1-7 メリット又は将来的なメリットについて「いいえ」「どちらかといえば、いいえ」と回答した理由

- ・ 国家資格等になり、認証アーキビストに、職務を遂行するために必要な権限が付与されなければ、現段階で資格を取得しても、職務への実効性が担保されないため。
- ・ 当室の業務の性質上、業務に関する専門性は業務を実施する中で習得する必要があると考えます。認証の有無によって、室の立場、室員のあり方、業務の内容・担当等に影響はありません。
- ・ 基本的に再雇用職員が従事しているので、長期にわたって認証アーキビストとして勤務することがなく、専門的人材の育成に繋がらないため。
- ・ 特に変化はない。非常勤職員の採用にあたって考慮できていない(採用の条件が有資格者に該当しない可能性も高い)。
- ・ 採用時に当館の基準に準拠した専門性を求めているため。
- ・ 現状では認証を得た者がいないことによる支障は特にない。認証制度によるメリットも想像しがたい。
- ・ 認証資格の有無・可否により、業務内容や成果物の質が変わるわけではない。
- ・ もともと専門職がおらず、行政職員、教職員出身者、会計年度任用職員で対応しているため、仮に認証を受けても文書館に配置されるとは限らない。また、配置されても長くて5～8年程度で異動となるため統一的・継続的な業務運営に不安がある。
- ・ 現状では、今回の認証を受けての動きがないと思われるため。
- ・ 当館には認証アーキビストがいないため、現状では特にメリットはなく、今後についても認証アーキビストが配置される具体的な予定がないため。
- ・ 当該、アーキビスト認証にかかる「職務」の範囲や専門性が明確でないため。
- ・ 本館の業務内容では活用できる場面が想定できない。
- ・ 専門職ではないため。
- ・ 当館には認証アーキビストがおらず、メリットを受けていないため。
- ・ 認証アーキビストを育成する余力がない。
- ・ 認証アーキビストがいない公文書館であることを対外的に示すこととなるため
- ・ アーキビストという資格・職種の認知度が低い。学芸員、司書資格と同様、資格がないとできない仕事ではない。
- ・ 専任職員を配置しておらず、アーキビスト認証を活用できる体制ではないため
- ・ 認証開始の前後によって、組織の体制や運営方法に変化が生じなかったため。
- ・ 認証者が居ないため。

問1-8 アーキビスト認証に関する説明会(オンライン含む)の開催希望について

- | | |
|---------|-------|
| 1 希望する | 3 機関 |
| 2 希望しない | 81 機関 |
| 3 未回答 | 3 機関 |

問2 アーキビスト認証の拡充(1)

問2-1 「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員のうち、今後も認証アーキビストの要件を満たす可能性が低い者(問1-2の回答cの者)について、その内訳

c1.認証アーキビストと同様に業務を担う者	205 名
c2.認証アーキビストの指示のもと作業を行う者	299 名
c3.その他	34 名

問2-2 問2-1のc1にも、何らかの資格が必要か。

1 はい	10 機関
2 どちらかといえば、はい	26 機関
3 どちらかといえば、いいえ	24 機関
4 いいえ	11 機関
未回答	26 機関

【「はい」、「どちらかといえば、はい」の理由】

- ・ 対外的に説明を行う際、その信用度が高くなる。
- ・ 学内外に専門性あるポストであることを理解してもらうため。
- ・ 例えば、「準認証アーキビスト」などの資格があれば、他の事務職員との区別ができるため、日常的にも仕事がしやすくなる。
- ・ 数年で移動する行政職員にも何らかの資格がある方が望ましいと思われる。
- ・ 資格の取得を目指すことにより、業務遂行に係る意識及び責任感の向上につながるため。
- ・ 業務上、アーキビストの知識が必要と考えるため。業務の質を向上させるため。
- ・ 国立公文書館の長期研修を終了していない、博士前期課程・修士課程を修了していない、審査論文がないなどの理由で認証要件を満たす可能性が低い者であっても、各館において資料目録の解説や広報媒体の記事執筆、調査研究成果の発表、講座の講師を務めるなどの実績により能力を測り、認証アーキビストとして認証するか、何らかの資格を付与すべきと考えるため。
- ・ 社会教育における「社会教育主事補」のように、実質的な仕事を担う職員に準資格を持たせることが職員の意識向上に必要であり、また認証アーキビストの資格を持つ職員が将来も確保できる保証がないため。ただし、準職員が研修でスキルを向上する機会も必要である。
- ・ 認証アーキビストと同様の業務を担う者であれば、何らかの資格があることで、職員の業務に対する意識が向上するため。
- ・ 有資格者しか業務に従事できないとなると、人材の確保に不安がある。但し、数年で異動する行政職員などに対し、実務経験を積むことでアーキビストに準ずる資格を付与すれば、人事異動の目安になり、他の部署でもその経験や知見を生かすことができるのではないかと。
- ・ 認証アーキビストの資格要件は満たしていなくても、同様の業務を行っている者は多いと考えられるため、準認証アーキビストのような資格要件を創設する必要があると思う。
- ・ 専門性の高い業務であるため。
- ・ 経験年数や経験部署によって認証の度合い(ランク)があつてよいのではないかと。准アーキビストなども含まれる。
- ・ 公文書館の業務を実施する上で必要となる一定水準の専門的知識・技能の確保に役立つものと思われるため。
- ・ 実務要件は満たしているが、一般職としての採用のため、学術論文を公表する機会がなかった職員への救済措置が必要。
- ・ 資格化により、業務に専門性があることの認知につながる。認証アーキビストの地位向上につながる。認証アーキビストへの道筋をつけることができる。
- ・ 異動を伴う職員が認証アーキビストの資格を取得し、知識を得ることは、当館で業務を行う上ではもちろんのこと、公文書館以外でもアーカイブの実践が行われ、ひいては組織全体のアーカイブに対する意識の向上につながる。

- ・異動サイクルが2～3年で、資格取得時期によってはすぐに異動となってしまいが、公文書館業務を理解し、異動部署での公文書保存の意識改革へ繋がると考える。
- ・調査研究の実績はないが、一定の公文書管理の知識(国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ受講相当)を持ち、一定期間の公文書館等での実務経験がある者について、「准アーキビスト」又は「初級アーキビスト」などの資格が与えられれば良いと考える。
- ・アーキビストという職種に対する理解が庁内外で低いことから、ある程度の能力又は経験を有する職員について「アーキビスト」であることを明確にすることで、本人に対する意識付けを行うとともに庁内外に対しても存在感を高めていきたい。
- ・認証アーキビストのように、幅広い分野の職務に精通している職員が勤務していたとしたら、認証アーキビストに準じた資格を付与することで本人の職務意識が向上し、認証アーキビストを目指すきっかけになるものとする。
- ・当館の非常勤特別職の嘱託員はすでに高度な知識や技術等を身に付けているため採用にあたって新たな資格は必要ないが、その専門性が社会的に認められるような制度があるとよい。
- ・同様の業務を行わざるをえない状況にあり、対外的にそれらを示す資格等があるとよりよい。
- ・人事の都合上、専任の職員を配置するのは難しいが、それでも職員が選別や公開に係る判断を行う上で公文書管理に係る一定の知識を持つための統一的な教育制度は必要であり、それを証明する公的な資格はあったほうが良い。
- ・認証アーキビストの認定は、ややハードルが高いと思われますので、もう少し、簡易なレベルの資格もあった方がよいのではないのでしょうか。
- ・当館のような小規模な館では、認証を得たアーキビストが異動してしまう可能性があるため、それに準ずる資格が整備できればよいと思う。
- ・市町村クラスになると専門の正職員を配置できるとは限らないため、認証のハードルを少し下げた資格があるとよい。
- ・学芸員資格が必要だと思います。当館内では学芸員業務の比率が高いため、学芸員資格を取得することをアーキビスト資格の取得より優先しているからです。
- ・認証アーキビストと同様の業務を担うことから、アーキビストと同程度の知識は必要と考える。資格化もしくは該当職員が作業を行うにあたって必要な知識を習得するための研修を充実させる必要がある。
- ・公文書館業務に携わった行政職に何らかの資格が付与されるならば、次の異動先においても公文書管理により高い意識ないし権限で勤務することができるのではないのでしょうか。親組織の現用文書管理の改善にも大きく資することが期待できます。
- ・対外的、対内的に公文書館の信頼度が向上すると考えられるので。ただし、取得要件は認証アーキビストよりも簡易にしたほうがよいと考えます。「認証アーキビスト補」とか「準認証アーキビスト」とか。
- ・公文書の歴史的価値を判断するには、ある程度の知識が必要と考えます。
- ・非現用文書の選別、収集に携わる職員と地域資料等の収集・研究に携わる職員に分業しているため、どちらか一方の補助資格があれば良いと思う。
- ・基本的な意識に違いがでるように思います(ペンを使わない。文書の近くで飲食しないなど)。
- ・公文書等の一貫した管理を推進するためには、何らかの資格がある方が有効であると思われるため。

【「いいえ」、「どちらかといえば、いいえ」の理由】

- ・業務上、資格がなくても支障がないため。
- ・資格を設けるのであれば、差別化することなく認証アーキビストに一本化し、アーカイブズの多種多様な業務を担う存在と位置付け直す方が相応と考えます。
- ・いまだ社会的認知の低いアーキビストという専門職について、その中に微細な区別を設けることはあまり意味がないと思われるため。それよりも、長く勤務し専門的業務に従事することを望む者が、必要な専門性を身につけられる制度を充実させるべき。
- ・私共の施設では、障がい者枠でのパートタイム職員の雇用を中心に考えていますので、資格が必要になると採用が難しくなると考えられます。
- ・資格の対象を拡大しすぎる事にはあまり賛成ではない。認証アーキビストの価値が下がるのではないかと。

- ・ 認証資格の有無・可否により、業務内容や成果物の質が変わるわけではない。
- ・ 認証アーキビストと同様の業務（公文書の評価選別・収集・保存・利用・普及）を円滑に行うためには、職員間の情報共有及び連携が、最も必要と思われるため。
- ・ 何らかの資格を持つものがいれば戦力にはなるが、異動を前提に業務を行っており、アーカイブズ研修の受講等で知見を高め、それを共有することで業務方針の統一化に努めている。また、本年度から公文書等管理条例が施行され、審査基準等も整備されたことから、ある程度誰でも統一的に業務の遂行ができると考えている。
- ・ 現段階も含めて今後、認証が人事に反映される可能性が不確定のため。
- ・ 定期的に異動する職員であるため。
- ・ 職務遂行にあたっての必須要件とは考えられないため。
- ・ 異動があるため、十分に技能の研鑽を行う期間がない。また、会計年度任用職員は単年度ごとの契約なので、長期的視野に立った育成は困難である。
- ・ 数年で人事異動することから、資格の付与までの必要性がない。
- ・ 認証要件を満たす可能性が低い者うち、認証アーキビストと同様に業務を行う者にも資格が必要ということであれば、認証要件を見直す必要があると思われる。
- ・ 通常の人事異動により配属される職員が業務を担っており、事務分担等についても、毎年見直されるため。（専門職として配置されていない。）
- ・ 本館の業務内容では、必要不可欠な資格とまではいえない。
- ・ 短期間で異動するため。
- ・ 調査研究は必須要件と思われるので。
- ・ 行政職員の人事異動において、2度公文書館に配属される可能性は極めて低いため。
- ・ 公文書館のような専門職員ではないため。
- ・ 正規職員は3～5年で異動のため、ある程度の知識やスキルは必要だが、資格を必要とすると配置職員を確保できないため。
- ・ 実務では、評価・選別作業が主たる業務であるため。
- ・ 定期異動の伴う行政職員が担当することが主な理由。本市における広い公文書の取扱実績と、アーキビストに関する知識を習得した職員が担当することが望ましく、資格が「必要」とまでは考えにくい。
- ・ C1の職員の意識向上に資するところが大きいと思われるが、あまり必要性を感じない。
- ・ 同様の業務を行うのであれば、資格は1つでよいと考える。仮に「認証アーキビスト」に準ずる資格を創設するのであれば、「調査研究実績」を認証要件からはずす方向で検討してほしい。
- ・ 専門的な知識を保有する職員（資格者）は必要であると考えているが、数年で異動する行政職員には難しいと思うため。
- ・ 資格の有無は職務遂行上関係ないと考えます。
- ・ アーキビストの確保が課題ですが、その資格は一本でよいと思います。
- ・ 行政刊行物収集・整理・公開等の司書的な業務に従事しており、必要に応じて司書としての評価・位置づけが可能であるので、認証アーキビストの制度のなかで資格について手当する必要はない。
- ・ 認証アーキビストと同様に業務を担う者を条件に任用することはないため。
- ・ 数年で人事異動や退職が行われるため、何らかの資格を取得しても、それを活用する場が限られるため。

問2-3 問2-1のc2(認証アーキビストの指示のもと作業を行う職員)にも、何らかの資格化が必要と思われますか。

1 はい	6 機関
2 どちらかといえば、はい	17 機関
3 どちらかといえば、いいえ	28 機関
4 いいえ	18 機関
未回答	28 機関

【「はい」、「どちらかといえば、はい」の理由】

- ・ 資格という形で専門的知識を有していることは望ましいと思うが、認証アーキビストの指示を受けて作業を行わせるのであれば、資格取得の必要性は感じない。
- ・ どちらかといえば、採用時の検討材料としては、何らかの資格を有している方が望ましい。
- ・ 新規採用要件として図書館司書や学芸員などアーキビスト以外の資格の所持が示されており、無資格のアーキビスト経験者を採用することが難しいため。
- ・ 業務上必要な知識と考えるため。また、業務の質を向上させるため。
- ・ 認証アーキビスト等の指示を受けて作業を行う場合でも、当該作業が専門的であれば何らかの資格を付与すべきと考えるため
- ・ 2-2 と同様、有資格者しか業務に従事できないとなると、人材の確保に不安がある。但し、実務経験を積むことで準ずる資格を取得できれば、業務への意欲の向上やキャリアアップにもつながるのではないかな。
- ・ 会計年度職員はアーカイブズ業務に興味を持つ者も多く比較的長期間雇用されている者もあり、専門的知識を持つアドバイザーとして役立つと考える。
- ・ 認証アーキビストを目指す人の場合のプラス要素となるため。また、業務を行う上でのモチベーションの向上になると思われる。
- ・ 任用や採用選考の際の参考となる。
- ・ 非常勤やパートタイムであっても経験年数や経験部署によって認証の度合い(ランク)があつてよいのではないかな。准アーキビストなども含まれる。
- ・ 公文書館の業務を実施する上で必要となる一定水準の専門的知識・技能の確保に役立つものと思われるため。
- ・ 資格化により、業務に専門性があることの認知につながる。認証アーキビストの地位向上につながる。認証アーキビストへの道筋をつけることができる。
- ・ 認証アーキビストの指示のもと作業を行う者であっても、資格を持っていることは業務を行う上で有用である。
- ・ 目標を持つことが仕事の励みになり、キャリアアップにつながる可能性もあるので。
- ・ 判断を行わない職員にとっても、公文書を取り扱う上で最低限のスキルを持つための、現場での伝承によらない統一的な教育制度は必要であり、それを証明する公的な資格はあったほうが良い。
- ・ 人事異動により数年で異動があり、資格所得は難しいが、資格保有が望ましい。
- ・ 実際に作業を行う職員であることから、知識は必要と考える。認証アーキビストと同様に業務を担う者と同じく、資格化もしくは該当職員が作業を行うにあたって必要な知識を習得するための研修を充実させる必要がある。
- ・ 非常勤職員は外部の研修に参加する機会が非常に限られ、給与の発生しない時間で自己研鑽をおこなう程度にとどまらざるを得ないのが現状です。公文書館施設に何らかの資格を義務化できれば、非常勤職員にも定期的なスキルアップの機会が生まれるのではないのでしょうか。
- ・ 「資格化が必要」というより、問3、問4同様、柔軟な運用を望みたい。
- ・ 作業を行うことが中心の職員であっても、公文書やその取り扱いに関する基礎的な知識等を最低限身につけてもらいたいと考えるので。ただし、資格云々というよりも必修研修的なものを課し、その修了証程度でよいと考えます。
- ・ 基本的な意識に違いがでるように思います(ペンを使わない。文書の近くで飲食しないなど)。
- ・ 公文書等の一貫した管理を推進するためには、何らかの資格がある方が有効であると思われるため。

【「いいえ」、「どちらかといえば、いいえ」の理由】

- ・ 業務上、資格がなくても支障がないため。
- ・ 機微な事項であり回答を差し控えたい。
- ・ 資格を設けるのであれば、差別化することなく認証アーキビストに一本化し、アーカイブズの多種多様な業務を担う存在と位置付け直す方が相応と考えます。資格の差別化は組織の硬直化、業務の非効率化を招くと考えます。
- ・ 現在、当館では、日本近現代史を専攻する大学院生を「調査員」に委嘱しているので、特に必要とは思っていません。
- ・ 問2-2の理由に同じ。(いまだ社会的認知の低いアーキビストという専門職について、その中に微細な区別を設けることはあまり意味がないと思われるため。それよりも、長く勤務し専門的業務に従事する

- ことを望む者が、必要な専門性を身につけられる制度を充実させるべき。)
- ・ 前問同様、私共の施設では、障がい者枠でのパートタイム職員の雇用を中心に考えていますので、資格が必要になると採用が難しくなると考えられます。
 - ・ c2 の 2 名は、いずれも大学院生であり、勤務も週 7 時間もしくは週 14 時間と短いため。
 - ・ 主体的に業務を行っているとは言いつらい面がある。
 - ・ 担う業務が一部にとどまるため。資格をつくるとその資格がないとそうした業務にあたる職員の採用に支障が出る恐れがあるように思われる。
 - ・ 準資格にはそれ相当の研修や自己研鑽も必要になり、パート職員にとって負担が大きい。
 - ・ 本県の認証要件を満たす可能性が低い者は、アーキビストの職務基準書の職務の一部を担う者であり、認証アーキビストと同様の業務を行うわけではなく、業務については、職員の指示のもと作業を行うため。
 - ・ 資格要件を課すと人員補充が困難となる。
 - ・ 指示者及び被指示者間の情報共有及び連携が、最も必要と思われるため。
 - ・ 現段階も含めて今後、認証が人事に反映される可能性が不確定のため。
 - ・ 資格要件の設定が難しいと思われる。
 - ・ リーダーが十分な知識を有していればよいと考えるから。
 - ・ アーキビストが管理指導の下、実施されるのであれば、問題ないと思われる。
 - ・ 資格の有無を問わず広く募集したいため。
 - ・ 認証アーキビストの指示のもと作業を行う職員と言っても、単純作業に従事する者から高度な作業(例えば資料修繕)に従事する者まで幅広くおり、一概に回答することは難しい。
 - ・ 認証アーキビストを補完する資格になると考えるが、まずは、本制度の定着普及を見極めて、その後に制度設計したほうが現場での実践につながると考える。
 - ・ 専門性が求められるものでないため。
 - ・ 本館の業務内容では c2 の職員を配置する必要が乏しく、資格の必要性まで想定できない。
 - ・ 短期間で異動する前提のため。
 - ・ 基本的な業務指導は、有資格者が行うことができるため。
 - ・ 会計年度職員(同一の職場は最長3年)であり、事務的業務に携わる者であるため。
 - ・ アーキビストに関する資格について、あまりに複雑な体系にすることは、好ましくないと考える。
 - ・ 行政職員ではないが、流動的に入れ替わる可能性が高い職員であるため。
 - ・ 認証アーキビストの指示のもと作業を行うような補助的な職員について、資格の必要性はあまり感じられない。
 - ・ 当館では非常勤一般職の補助員には公文書館業務に関する知識や経験が少なくても事業が進行できるよう業務体制を組んでいるため。
 - ・ 主体的に業務を遂行する者でないため、要件は特に求めない。
 - ・ 特になし。
 - ・ 指示内容を理解するための知識と作業に必要なスキルは必要だが、採用時に研修を実施し、作業マニュアル及び作業方法の実習などにより対応してきた。補助員としての雇用のため、資格などの条件をつけると応募者がいなくなってしまう。
 - ・ 認証アーキビストの基準に準じた内容であったとしても、人材確保の面から課題が生じる。
 - ・ 一定以上の知識・経験を有することで、何ら問題は無いと考えるため。
 - ・ 資格者から指示を受けて業務に従事しているため。
 - ・ c2 の職員の意識向上に資するところが大きいと思われるが、あまり必要性を感じない。
 - ・ 問2-2と同様(専門的な知識を保有する職員(資格者)は必要であると考えているが、数年で異動する行政職員には難しいと思うため。)
 - ・ 同上(アーキビストの確保が課題ですが、その資格は一本でよいと思います。)
 - ・ 指示を受けて行うことができるため、必要性は少ないと考えます。
 - ・ 主たる職員が資格を持っていれば良いと思う。
 - ・ パートタイム(会計年度任用職員)については、雇用年数上限が決まっており、再任用の度に採用試験が必要になる。従って、何らかの資格を有している者を、長期間にわたり雇用できるとは限らないため。
 - ・ 問2-2と同様(数年で人事異動や退職が行われるため、何らかの資格を取得しても、それを活用する場が限られるため)。

問3 アーキビスト認証の拡充(2)

問3 実務経験を有していないが、必要な知識・技能等を修得した者※に資格を付与することは必要か。

1 はい	15 機関
2 どちらかといえば、はい	41 機関
3 どちらかといえば、いいえ	28 機関
4 いいえ	9 機関
未回答	4 機関

【「はい」、「どちらかといえば、はい」の理由】

- ・アーカイブズ及びアーキビストについて社会が広くその必要性を理解することに資するとともに、アーキビスト認証制度に基づく教育・研究プログラムが大学において進展することが期待できるため。
- ・「準認証アーキビスト」として資格を付与すれば、アーカイブズ等に就職する際に履歴書等に記載できるメリットがある。
- ・新卒採用が重視される日本において、大学院修了時に資格を得ていないとそもそも就職が困難という面もあり、実務経験を有していない者に資格を付与することも検討する必要があるのではないかと。但し、その場合、多年の経験を有する者と経験のない者の差別化を図るためにも、上級職の資格制度を設けることも別途検討が必要ではないかと思われる。
- ・認証アーキビストの資格取得を狭き門にしておくか否かで、対応が異なると思いますが、実務経験に相当する「研修」を課せば、資格を認定してもよいのではないかと思います。
- ・大学等養成機関の新卒者の就職を促進するため。
- ・アーキビストに必要な知識・技能等を修得した者が実務経験を積んでいく上で、「仮認証」のような資格があった方が合理的である。
- ・特に大学院生等の立場で認証を希望する者に、実務経験の機会が十分に確保されているかは疑問。また実務経験の有無が、調査研究能力を発揮する機会を規定する面もある。そのため、実務経験のない知識・技能等修得者への付与も検討されてよいと思う。しかし、実務経験があることが望ましいことには変わりないので、本来的には実務経験の場を適切に整えることこそが重要と考える。
- ・今後文書管理の重要性への理解が進めば管理者としての能力を持つ人材の育成が必要となる。OJTによる育成だけでなく、採用後すぐに実務にあたることのできる能力があることを示す資格がある方がよい。
- ・新規採用や人事異動で適切な人材を確保しようとする場合に一つの目安となるため。実務経験がないと資格が付与されなければ、新卒者などを採用しようとする時の条件とすることができない。
- ・大学院のアーカイブズ学専攻などでアーキビストに必要な知識・技能を修得した者に資格を付与すれば、新規採用の目安になる。
- ・必要かどうかまではわからないが、実務経験を持たなくても、必要な知識・技能を修得した者に資格を付与してもよいと考える。
- ・現段階も含めて今後、認証が人事に反映される可能性が不確定ではあるが、専門的知識を取得している人材を登用する可能性が今後、全くないかどうかは不明のため。
- ・「実務経験を有すること」が認証条件にあると、認証アーキビストに認証されるためのハードルが高くなり、数的なアーキビストの先細りが懸念される。「認証アーキビストに準じる」資格を付与しておくことにより、将来アーキビストの確保に繋がると思われるため。
- ・任用や採用選考の際の参考となる。
- ・一定程度の知識・技能を有していることが証明されれば、アーカイブズへの就職の際の判断基準として有効であると思うので、準認証アーキビストのような資格付与は良いと思う。
- ・特に限定する必要はないと考えるため。
- ・専門的知識を有する者には、初級的な資格を付与することが、アーキビストの普及に繋がると思われる。
- ・認証の度合いは幅を持たせるべき。
- ・アーキビストに必要な知識・技能等を修得した者を公文書館に配置するためには、採用時に資格を有し

ている者を募集することが必要と思うため。

- ・資格が付与されることで、任用している所属としては、資格が付与された者に実務を担わせることへの不安が減り、実務経験が増すことによって、当該職員のスキルが上がることもと思われるため。
- ・実務経験が3年未満のため認証を受けられない職員について、当該資格を付与することにより、アーカイブズに係る専門性を有している者であることを公的に名乗ることができるとともに、館としても、職員がアーカイブズに係る専門性を有している者であることを対外的に示すことができ、館に対する文書作成機関や県民・市民の信頼感が向上すると考えられるため。
- ・アーキビストの活用が必要となった場合に、アーキビストに必要な知識・技能等を習得する者の間口が広がると思われるため。
- ・アーカイブズ関連施設が職員を採用する際の目安になる。アーカイブズ関連業務に従事する人材の裾野が広がる。
- ・アーキビスト認証が社会的に認知されるまでの暫定措置としてあったほうが良い。
- ・採用の門戸が広がる。
- ・アーキビストの裾野を広げることにつながると思われるので。
- ・就職を希望する者にとっては、特定の学問を履修し、その知識を有しているという証を得ることができる。求人する公文書館にとっては、必要とする人材の条件として用いることができる。
- ・学芸員・教員になるためには、博物館実習や教育実習を実施している。これと同様に、相当期間の実習が必要と思われる。それを受け入れる公文書館が少ないのは、学校などとは異なり、問題点の一つである。
- ・今後、公文書館における職員採用において、採用要件として「アーキビストに必要な知識・技能等を習得したことを証する資格」を掲げることで、専門知識を有した人材を効率的に獲得することが可能となると考えるため。
- ・ある程度の能力又は経験を裏付けるものとして「アーキビスト」資格が存在することが望ましく、実務経験を有していなくとも、アーカイブズに関する専門的知識を有することが客観的に認められるのであれば、資格を付与すべきと考える。
- ・アーキビストの資格を普及させるためには、学芸員等の資格と同様に、必要な知識を習得した者に対し資格を付与すべきであると考えます。
- ・異動等がある中で、短期間に一定期間以上の実務経験を積むことが難しい。有する専門的知識を業務に生かしていくためには、別の資格があるとよい。
- ・採用時や異動時に参考情報となるため。
- ・簡易な要件の資格もあった方が良いと思います。
- ・将来、必要になるかもしれない。
- ・働く場所の選択肢が増える。また、各施設の担当者選任の材料にもなる。
- ・大学院等専門課程の修了者のみではなく、研修の受講・習得者に資格を付与することとすれば、入庁している職員からの登用も図ることができ、今後を展望すれば地方公共団体でのアーキビスト任用が進捗していくものと思われるため。
- ・資格があることで認知度もあがると思うため。
- ・アーキビストに必要な知識・技能等を修得していれば資格を付与することが必要だと思います。その有資格が職務につければ、実務経験はあとから積むことができます。
- ・アーキビストにとって専門的知識・技術は絶対条件であるため、条件を満たしているのであれば、実務経験を有していなくても資格を付与することは可能であると思います。
- ・新規採用の募集時に、判断基準の要素として活用できる。
- ・アーキビストに必要な知識・技能を得ているのならば、資格を付与しない理由が見当たりません。しかし、実務経験を有する方々と全く同一の資格というのは疑問があります。科目・研修の修了・受講者にはアーキビストに準ずる資格を与え、一定の実務経験後に正規のアーキビストとして認証する、という2段階を設けた認証制度なども必要になるのではないのでしょうか。
- ・司書や学芸員とアーキビストの大きく異なる点は、経験が重要となること。英国水準までは無くとも一定以上の経験は資格付与に不可欠と考える。資格制度は、中小規模の行政体が文書館設置の障害となることは必定と考えられるので「必要」には疑問が残る。
- ・今後、業務に従事することへの可能性。

- ・採用要件の一つとされるのであれば必要と考える。
- ・専門的な知識を持っていると認められた資格者が増えた方が、今後の活動のためにも良いと思います。
- ・公文書館の維持、拡充に必要な人材を得たいため。
- ・将来的に、公文書館等への就業の道を開くために必要と考えます。また、公文書館的施設のみならず、役所等の文書法規担当部門でも有効な資格になると考えます。職員の配置や募集に際し、専門知識の有無を見る目安にもなります。
- ・専門性を有する職であることが示せるため。
- ・学生など、その資格の範囲を広げる必要があると思います。
- ・アーキビスト専門職の採用、これに対する応募の際に認証の有無を考慮する可能性が広がる。(実務経験のない新卒も認証アーキビストになることができるので)
- ・知識を有しているだけではなく、ある程度の実務経験は必須であると思われるため。
- ・本格的な実務経験は就職後でも十分だと思います。ただし私もそうだったと思いますが、知識だけではあまり役に立たないように思います。そのためアルバイト等でも良いので、少しでも実務経験がある方が即戦力としては期待できると思います。
- ・対外的に専門性のある職員の配置を示すため。
- ・今後、ますます公文書や地域史料の選別・保存・活用の必要性は高まってくることから、地方公務員にとっても必要なスキルとなりうるため。
- ・人材の確保につながるため。

【「いいえ」、「どちらかといえば、いいえ」の理由】

- ・実務経験のない知識だけの者に対する信用度は低いのではないかと史料。
- ・専門的知識は職務を行う上で必要だが、実務経験がない段階で資格を付与することに意味があるのか疑問であるため。仮に、問のように資格を付与するのであれば、一定期間の実務経験を有した後に、資格を付与する方がよいと思われる。
- ・当館を含む公文書館における業務は各館の所蔵史料の性質、業務内容によってその性質は異なることから、経験が重視されるべきであって、一般的な研修のみで資格要件とすることは適当ではないと考える。
- ・アーカイヴズに関する専門的知識、業務の専門性は、個々のアーカイヴズの業務に従事する中でしか習得できないものと考えます。
- ・問2-2の理由に同じ(いまだ社会的認知の低いアーキビストという専門職について、その中に微細な区別を設けることはあまり意味がないと思われるため。それよりも、長く勤務し専門的業務に従事することを望む者が、必要な専門性を身につけられる制度を充実させるべき)。また、専門領域に関する修士課程修了学位を関係者間で尊重し、資格を有することとは別に社会に向けてその価値を発信すればよい。
- ・実務を経験した上での資格付与が現行の審査体系に合致していると思われるため。
- ・大学院や研修の修了者への資格付与の条件として、現場でのアーカイヴズ実習(実務実習)が必要だと考えるからです。教員免許取得のための教育実習や学芸員資格取得のための博物館実習のように、講義形式で学んだ知識や技能等を実地にあって身をもって・総合的に学ぶことが大切です。また、実習生を受け入れる現場の職員には、実習生への教育の実績(「研修講師」と同じ実績)として認めることも可能ではないかと思えます。
- ・アーキビストの能力評価に当たり、実務知識が重要であると考えられるため。
- ・ある程度の実務経験が必要と考えるため。加えて、知識・技能等だけの修得者だと、本当に職務にむいているかどうか、軽々に判断できないため。
- ・実務経験は必要であると考えため
- ・公文書の評価選別、民間史料の整理など実務経験を経た人間に資格を付与すべきである。机上の理論と実務のバランスを備えた人材に資格を付与すべきである。
- ・一定期間の実務経験がないとできない業務があるため。
- ・一部の大学や関連機関でしか「アーカイヴズに係る専門的知識」を修得できない現状では、公平性が保たれない。
- ・公文書の評価選別・収集・保存・利用・普及に関する実務経験を一定期間有することは、重要であると考え

えるため。

- ・数年の実務経験は必要だと考える。
- ・すでに「認証アーキビスト審査規則」第3条第1項において、認証アーキビストの要件としてアーカイブズに係る大学院修士課程の科目の習得又は関係機関の研修の修了が掲げられている。
- ・現場で活用するための資格であるので、一定の実務経験は必要と考える。
- ・実践的でないため。
- ・研修を受講する時間がない。
- ・知識・技能を有することと、実際の業務を行うことは、両者がアーキビストの要件と考える。必要な知識等を研修で取得した人は、実務経験期間を短くするなどの措置を行った上で資格付与すればよいと考えるため。
- ・専門職として認める上で、どのような形であれ実務経験の有無は重要な判断材料になると考えられるため。
- ・専門知識以外にも行政の職務上の経験や公文書作成の実務経験を持っていることは必要だと思う。
- ・資格の有無よりも実務経験が重要であると思われるため。
- ・アーカイブズ学は修めていても実務経験がない者をアーキビストと見なせるかどうか疑問であるため。
- ・実務経験なしで資格を与えることには賛成できません。
- ・アーキビストは実務経験がないとアーキビストとしての業務を行えないと思うため。学芸員同様に資格がなければ職に就けないようにするのであれば必要だと思う。
- ・実務経験は評価・選別のために重要であり、認証のためには一定期間の実務経験が必須と考えるため。
- ・現場では理論面だけでは補えない部分も多数あるため、資格を付与するためにはある程度の実務経験は必要と考える。
- ・原則として、資格には理論と実践の両方が必須と考える。しかし、経験年数の短縮や、一定期間の実習を考慮すること等は検討材料となり得る。
- ・アーキビストの職務上、実務経験と専門知識はともに必要と考えますが、同時に水準が高すぎて、特別な境遇にある者しかアーキビストを目指せないという事態は避けるべきと考えます。多様なバックグラウンドを持った社会人に門戸を開くには、例えば、片方の不足分をもう一方で補うことができるといった柔軟な運用ができれば、と考えます。
- ・文書館にかかり業務を行うにあたり知識、技能は必要と考えますが、資格が必要とは考えません。
- ・アーキビストとしての専門性は、実務の中で養われていくものが殆どだと感じているため。評価選別作業は、実際の公文書と対面して行わなければ専門性は向上しないし、レファレンスの専門性も利用者との対話を通じて養われていくと感じる。
- ・公文書の取扱いに関しては、実務経験はある程度必要と考えます。
- ・実務経験をしていないと実情が把握できないと思う。
- ・短期間でも実務経験は必要と考えるため。
- ・理論や知識のみならず、保存や利活用を判断するには、実務経験も必要ではと考える。
- ・当館は、条例に基づく公文書館の位置づけしていないこともあって、専門職員が存在していないので正しい回答にはなりませんが、「事務経験を有する」と「研修受講(修了)」を同じものと捉えていいのか疑問が残るので上記回答としました。

問4 その他(アーキビスト認証に係る自由意見)

- ・「アーキビスト認証」制度は昨年開始されたばかりのものであり、実際に資格を有する職員を全体として今後どのように活用していくかについては人事措置を含め、検討中の段階にある。
- ・アーカイブズは規模、所蔵資料、業務内容、機関内の立場、運営予算、人員等さまざまです。個々のアーカイブズの性格に見合った運営をする必要があります。また、実際のアーカイブズの業務では、「職務基準書」の内容は専門的業務の極一部に過ぎず、アーカイブズによっては「職務基準書」の内容以外のものがメインなる場合もあります。今後もさまざまな性格のアーカイブズが相応の活動をできるよう、認証アーキビストの配置がアーカイブズ設置の条件になるような制度設計にならないよう望みます。
- ・アーキビストの裾野を広げていくためには、現在の認証アーキビストの資格だけでは、現場で働いている職員及び関連する領域の大学院生にとってハードルが高いと考えます。専門知識を有する大学教員又

- は認証アーキビストのもとで、3年程度の実務経験を積み、短期の研修を受講した職員及び大学院生に対して、「準認証アーキビスト」などの資格を付与することも検討していただきたい。
- ・ 社会全体のデジタル化の流れが加速する中で、国民が公文書等にアクセスする方法も各公文書館の目録検索から、Web 経由の全文検索でヒットするものを探す方向にシフトしていくと思われます。このような流れにも対応できるアーキビストの養成・認証が必要ではないかと思います。
 - ・ 認証アーキビストの協会が必要と思われるが、最初の段階ではなかなか難しいと思うので、国立公文書館に後押しをしてもらいたい。認証アーキビストのフォローアップ調査を行ってもらいたい。認証アーキビスト向けの研修を実施してもらいたい。
 - ・ 実務に専念して調査研究の実績がない大多数の無資格アーキビストたちの努力が報われるような制度の創出を期待しております。また、公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る実務能力の向上には、アーカイブズ学だけでなく、歴史公文書等を活用した歴史的な調査研究能力の向上も不可欠だと考えますので、歴史学に係る著作等も実績として認めていただければ幸いです。
 - ・ まだ認証アーキビストの知名度は広い範囲に行き渡っていないと思うので、少しずつでも広報してもらいたい。行政のみならず、立法や司法の文書選別の場に関わって、さらにはデジタルの媒体でも、それぞれの現場で欠かせない存在となっていくよう、後押しの役割を担っていただければと思います。
 - ・ 日本アーカイブズ学会の登録アーキビストも、国立公文書館の認証アーキビストも、諸外国並みの国家資格を我が国に確立するまでの経過処置であることを忘れず、今後も国家資格化に向けて検討を続けるべきである。また、公文書館法や国立公文書館法、文書管理条例、今回の認証アーキビストも、将来的には諸外国のように基本法たるアーカイブズ法の中で体系化し整序されなければならない。我が国の場合、「全体のフレームになる基本法を定めていない」という、他国のアーキビストには到底理解し難い状況下で、個別法や個別制度をそれぞれ単発的に制定してきたため、いわば海図の無い航海になり個々の位置付けが分かりにくくなっている。
 - ・ 公文書館法第 4 条第 2 項についての特例廃止の見通しと、専門職員の配置基準についての見通しをご教示いただきたい。
 - ・ 現用文書を扱う行政職員に対しても、準アーキビスト等の認証取得を促す必要がある。
 - ・ 現在の認証制度はかなり実務経験の有無を要求しているため、異動によってなりたつ自治体職員は認証されにくい、あるいは敷居が高いという声を聞く。制度に1級・2 級というような区分けなどを設定して、幅を持たせることが必要ではないか。また更新にあたっても、異動をとまなう職場だと、前歴に加算されず、認証されないのではないかという危惧もある。この点も今後考慮願いたい。
 - ・ 「アーカイブズ」という言葉は広く一般に認知されているので、「アーキビスト」が公文書館の専門職員であることを公文書館業務と合わせて認知されるよう、機会あるごとに国から発信していただきたい。
 - ・ アーキビスト認証制度が、将来的にはアーキビストの資格制度となり、アーキビストとなること、あるいはアーカイブズでの仕事を希望する若い人たちにとって有益な制度になることを望みます。
 - ・ 将来的には教員養成系の大学があるように、アーキビストを養成する大学の課程が数においても充実することが望ましい。上記問3の回答で記載した「教育実習」のような実務系の課程と、実務型の教員の配置が望ましい。ただし、就職先となる公文書館が少ないのと、専門職に見合った正職員の採用枠が少ないのが現在の状況であり、問題点である。
 - ・ 当館では人員体制が不足しており、研究紀要を出版しておらず、業務の中での研究成果を発表し査読を受ける機会に乏しいことから、現時点において当館職員がアーキビスト認証を取得することは困難な面がある。どのようにして資格要件である研究実績を積み上げていくべきかアドバイスを頂きたい。
 - ・ 当館のように、実務経験があっても業務に必要な知識や技能も外部研修等を通じて取得していても、論文執筆の実績がないために認証が受けられない者を認証できるようにしてもらいたい。また、地方ではアーカイブズについて体系的に学ぶ機会が少ないので、「放送大学」やその他 e-ラーニング等を用いて研鑽が積んでいけるよう、国、地方公共団体の公文書館、学会等で連携して取り組んでいただきたい。
 - ・ どこの自治体においても明確な職員の任用制度がある、このことから当該資格に対して組織内部だけではなく、職員採用では公募を条件としているため市民の理解も必要である、広範囲の人たちが客観的に理解し納得できる理由が必須となる。身分や待遇に差別化と変化をもたらして当然と思われる制度に対する理解がなければ、認証アーキビスト制度を認めてもらい、さらにはその職員を守っていくことが難しいと考える。国内全体的な評価を得る工夫が必要と考える。
 - ・ 認証アーキビストの認証要件が幅広く、認証対象者の選考に苦慮する。それぞれ有する知識レベルや実

務経験等に応じた資格制度となることが望まれる。准アーキビストやその業務に応じ認証資格の早期創設を検討願いたい。

- ・資料の取扱い等の基礎知識の底上げの必要性も実感しているため、基礎レベルの地方別研修が複数回開催されるよう希望する。
- ・アーキビスト認証は必要なこと。価値あることと考える。実情を考えると初級者向けの研修を増やし、実務を担う人材を育てていくシステムがあればと考える。
- ・地方公共団体での認知度、必要度がまだ低水準にあるように思われるので、その必要度、職務内容などを更に広報周知していく必要があると思われる。
- ・将来的には司書、学芸員と同じように国家資格になるのでしょうか。国立公文書館長による認証だけでは、地方の公文書館でアーキビストの雇用を増やすことは難しいように思います。
- ・本市では専門職員の採用がなく、文書館に配置されているのもすべて一般行政職なので、2・3年で異動となるためアーキビスト認証を得るに至らないことが想定される。認証取得者の配置について、現行より強制力のある法的整備が行われなければ、専門職の配置は難しい。
- ・アーキビストの認証の要件を高くすると、公文書館や大学などの専門機関以外では修得が困難です。今はアーキビストが足りないので、要件を極力低くする方が良いと思います。
- ・アーキビスト認証制度のPR充実と研修機会の拡大を希望します。
- ・国立公文書館には、(公文書館の設置の有無にかかわらず)全ての自治体の文書管理担当課に対してアーキビストの必要性を訴える取り組みを強化していただきたいです。また、アーキビスト認証資格を国家資格化するための取り組みも進めていただきたいです。
- ・問1-1では、「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員と従事しない職員に分けていますが、実際には、そのほかアーキビストの職務を専門に行う者ではないが、それに関わっている者も多いと思われます。長い目で見て、アーキビスト認証が社会全体にもたらす影響は小さくないと考えられ、その意味で、一定の質を担保しつつも、こうした多様なバックグラウンドを持った社会人が挑戦できるよう、柔軟な運用を望みます。
- ・今後は、難易度を考慮した資格の追加も検討していくなど、アーキビストのすそ野を広げることが今は必要かと思います。アーキビストの配置を進めるには、将来的に、公文書館に必置といった法整備が必要と考えます。
- ・認証アーキビストがいることにより、どのようなメリットがあるのかわからない。
- ・制度ができたことは大変歓迎しているが、実際の職務待遇や人員配置に影響を与えるものではないと認識している。特に人員配置については、やはり公文書館法や公文書管理法で「専門職を置く」と規定していただきたい。専門職を置かなければその職務を遂行できないとなっていれば、市町村でも資格職の待遇や人員配置は確保できると感じる。一方で、資格の門戸を広げることを考えると、公民館における社会教育主事のように、1ヶ月間ほどのスクーリングで一般職の公務員が資格を取得できるという方法も考えられる。公文書管理の主体は公務員であるので、公務員が資格取得しやすい制度を考えてほしい。
- ・必要不可欠な制度であると思われますが、小規模町村では人的配置や施設面等でなかなかハードルが高いかと思います。
- ・規模の小さな公文書館では、住民の優先課題は、古文書の解説・調査研究となりがちであり、公文書専門のアーキビストを採用することは、なかなか容易ではありません。そのため、古文書の解説できる者が認証アーキビストの資格を取ることが理想ですが、そういう人材が不足しているのが現状です。
- ・歴史的価値のある公文書を保存管理する上では、重要な制度と考えます。
- ・非現用文書の収集・選別と地域資料の収集・研究・保存の知識を有するには、地方自治体の公文書館では困難な状況であると感じる。現状、非現用文書の選別・収集については、一般事務を経験した職員が配置されているので、地域資料には全く知識を有していない。逆に、地域資料の研究にあたっては、教員等の経験者を雇用しているのでそれなりの知識を有しているが、非現用文書の選別、ましてや公文書の知識も無いのが実態である。このように分業しているのが実情であり、今後も続いていくのではないかと感じている。公文書館にも学芸員のような資格があることが周知され、その職員が採用・配置されていくのにはまだ長い道のりが必要ではないかと思う。
- ・認証アーキビストに認証していただきましたが、その後アーカイブズ関係の仕事が1つ減りました。

事 務 連 絡
令和3年4月6日

全国公文書館長会議構成館
ご担当者様

国立公文書館統括公文書専門官室
アーキビスト認証担当

アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート

国立公文書館では、全国公文書館長会議構成館をはじめとするアーカイブズ関係機関及び国(内閣府)からの求めを受けて、公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、令和2年度からアーキビスト認証を開始しました。

今後は、アーキビストの採用・配置、あるいは専門性に相応しい処遇を促し、公文書等の管理の充実を図るとともに、その拡充に向け検討を行うことが求められています。

今般、第1回の認証が終了したことを受けて、全国公文書館長会議構成館の現状と今後の展開についてのご意見・ご要望をお聞きするために実施するものです。

アンケート回答用紙の設問について、該当する項目にチェックし、テキストボックスには必要な記述をした上で、館長様又は人事担当責任者様のご確認をいただき、**令和3年4月23日(金)までに**担当まで、メールにて御返信ください。

なお、当アンケートの結果は、アーキビスト認証委員会や館長会議等において、館名は出さずに集計し公表する予定です。

※本アンケートでは、「アーキビスト」「認証アーキビスト」を以下の意味で使用しています。

アーキビスト：公文書館をはじめとするアーカイブズにおいて働く専門職員

認証アーキビスト：アーキビストとしての専門性を有する者として国立公文書館長が認証した者

【担当者連絡先】

独立行政法人国立公文書館
統括公文書専門官室
アーキビスト認証担当 伊藤、長谷川、中野、細田
〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3-2
T E L: 03-4360-3174 (直通)
F A X: 03-3212-8809
E-mail: ninsho@archives.go.jp

アンケート回答用紙

公文書館等名： _____

担当者：職 _____ 氏名 _____

問1 認証アーキビストについて

問1-1. 貴館の職員数についてお尋ねします。 (令和3年4月1日現在)

現在の職員数 (= A + B)		名
内訳	A. 「アーキビストの職務基準書」(平成30年12月国立公文書館)に定める職務※に従事する職員	名
	B. 「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事しない職員 例：総務担当者	名

※「アーキビストの職務基準書」(http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumuki_junsyo.pdf)
に定める職務：評価選別・収集、保存、利用、普及に大別される職務

問1-2 (問1-1の回答Aの内) 認証を受けた者(認証アーキビスト)の数等を把握していますか。把握している場合は、その内訳をお答えください。

☐ はい (把握している)

☐ いいえ (把握していない) → 問1-8へ



A. 「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員		名
内訳	a. 認証を受けた者(認証アーキビスト)	名
	b. 今後、認証要件を満たす可能性があるとされる者	名
	c. 今後も認証要件を満たす可能性が低い者 ※問2で質問します	名

→ 回答後は問1-3へ

問1-3 (認証を受けた職員がいる場合) 職員が認証を受けたことを、公文書管理を主管する部局等と共有しましたか。「はい」の場合は、その内容・方法などをお答えください。

☐ はい (共有している)

☐ いいえ (共有していない) → 問1-4へ



アンケート回答用紙

(「はい」の場合、その内容・方法など)

例) 県内の認証アーキビストについて、県民向けに記者発表を実施

→ 回答後は問 1-4 へ

問 1-4 (認証を受けた職員がいる場合) 認証を受けた職員に対して、何らかの待遇改善を行いましたか。または、今後行う予定がありますか。「はい」の場合は、その内容をお答えください。

☐ はい
↓

☐ いいえ → 問 1-5 へ

(「はい」の場合、その内容)

例) 特別昇給を実施

→ 回答後は問 1-5 へ

問 1-5 アーキビスト認証の開始によって、貴館にはメリットがありましたか、または今後メリットがあると思われますか。

- | | | |
|-------------------------|--------------|-------------|
| ☐ 1 | はい | } → 問 1-6 へ |
| ☐ 2 | どちらかといえば、はい | |
| ☐ 3 | どちらかといえば、いいえ | } → 問 1-7 へ |
| ☐ 4 | いいえ | |

問 1-6 (問 1-5 で「はい」「どちらかといえば、はい」と回答された方) そのメリットとは何ですか (複数回答可)。

- ☐ 1 館として、職員がアーカイブズに係る専門性を有している者であることを、対外的に示すことができる。
- ☐ 2 職員自らが、アーカイブズに係る専門性を有している者であることを公的に名乗ることができる。
- ☐ 3 館に対する文書作成機関 (親組織) や県民・市民の信頼感が向上する。
- ☐ 4 新規採用や人事異動の際の目安となった、または今後目安となる。
- ☐ 5 認証という目標が出来ることで、職員の業務に対する意識が向上する。
- ☐ 6 その他 *お考えを以下にお書きください。

↓

アンケート回答用紙

(「その他」の内容)

→ 回答後は問1-8へ

問1-7 (問1-5で「いいえ」「どちらかといえば、いいえ」と回答された方) その理由をお答えください。

(「いいえ」「どちらかといえば、いいえ」の場合、その理由)

→ 回答後は問1-8へ

問1-8 アーキビスト認証に関する説明会(オンライン含む)の開催希望についてお尋ねします。
国立公文書館では、今年6月中旬から8月下旬にかけて、アーキビスト認証に係る説明会の開催を計画しています。貴館において開催を希望されますか。希望される場合は、時期と方法についてお知らせください。

☐ 1 希望する



(希望する場合、具体的な時期と方法)

例) 6月下旬、オンラインでの開催を希望

☐ 2 希望しない

問2 アーキビスト認証の拡充(1)

問2-1 「アーキビストの職務基準書」に定める職務に従事する職員のうち、今後も認証アーキビストの要件を満たす可能性が低い者(問1-2の回答cの者)について、その内訳をお答えください(いない場合は、問3へ)。

アンケート回答用紙

c. 今後も認証要件を満たす可能性が低い者		名 (=c1+c2+c3)
内 訳	c 1. 認証アーキビストと同様に業務を担う者 例：人事異動により配置され、数年で異動する行政職員 長期の勤務経験を有するが、調査研究は行わない職員	名
	c 2. 認証アーキビストの指示のもと作業を行う者 例：パートタイム職員	名
	c 3. その他 ()	名

問 2-2 問 2-1 の c1 (今後も認証要件を満たす可能性が低い者のうち、認証アーキビストと同様に業務を担う者) にも、何らかの資格が必要と思われますか。

- ☐ 1 はい
☐ 2 どちらかといえば、はい
☐ 3 どちらかといえば、いいえ
☐ 4 いいえ

その理由は何ですか？

(資格が必要／不要と思われる理由)

→ 回答後は問 2-3 へ

問 2-3 問 2-1 の c2 (認証アーキビストの指示のもと作業を行う職員) にも、何らかの資格が必要と思われますか。

- ☐ 1 はい
☐ 2 どちらかといえば、はい
☐ 3 どちらかといえば、いいえ
☐ 4 いいえ

その理由は何ですか？

→ 回答後は問 3 へ

アンケート回答用紙

問3 アーキビスト認証の拡充(2)

問3 「アーキビストの職務基準書」に定める職務の実務経験を有していないが、アーキビストに必要な知識・技能等を修得した者※に資格を付与することは必要と思われますか。

※例：大学院修士課程の科目又は関係機関における同程度の研修を受講し、アーカイブズに係る専門的知識を修得した者

- ☐1 はい
- ☐2 どちらかといえば、はい
- ☐3 どちらかといえば、いいえ
- ☐4 いいえ

その理由は何ですか？

→ 回答後は問4へ

問4 その他(アーキビスト認証に係る自由意見)

アーキビスト認証全般について、ご意見・ご要望があればご自由にお書きください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

アーキビスト認証の実施と拡充に関するヒアリング調査の概要

※ ゴチックはアンケート調査時の回答。明朝はヒアリング調査におけるご意見。

機関名称	広島県立文書館	尼崎市立歴史博物館(あまがさきアーカイブズ)	東京大学文書館
問 2-2 c1 の資格化の要/不要	どちらかといえば、不要（実際には非常に判断に迷った。）	不要	どちらかといえば、不要
理由	調査研究は必須要件と思われるので。 - 公文書館法では専門職の能力として調査研究を必須要件としており、この点は重要と思われる。 - 但し、例示されている「人事異動により配置され、数年で異動する行政職員」の中にも、高い意欲を有する方はおり、このような方に資格を付与することで、行政機関内の意識向上につなげることができるとも考えられる。	行政刊行物収集・整理・公開等の司書的な業務に従事しており、必要に応じて司書としての評価・位置づけが可能であるので、認証アーキビストの制度のなかで資格について手当する必要はない。 認証を受けるためには調査研究能力が必要となるが、組織から職員に対して、調査研究を行うよう義務付けているわけではない。調査研究を行うかどうかは個人の意識によって異なる。	いまだ社会的認知の低いアーキビストという専門職について、その中に微細な区別を設けることはあまり意味がないと思われるため。それよりも、長く勤務し専門的業務に従事することを望む者が、必要な専門性を身につけられる制度を充実させるべき。 - 行政職員は異動のサイクルが非常に速い。そういった人に対する資格の付与が、果たしてアーキビストの裾野を広げることになるのかは疑問である。 「認証アーキビスト」のレベルが高いことを理由に「准アーキビスト」を設けて安易にハードルを下げてしまえば、認知度は上がるかもしれないが、同時にアーキビストも簡単になれる、レベルの低いものと受け止められ、社会的な位置付けも軽くなってしまうのではないか。まずはしっかりとした専門性を持った人のための仕組みとして定着させるべき。
問 2-3 c2 の資格化の要/不要	どちらかといえば、必要	—（該当する職員がいなかったため未回答）	どちらかといえば、不要
理由	目標を持つことが仕事の励みになり、キャリアアップにつながる可能性もあるので。 職務基準書では PDCA サイクルを重視しているが、非常勤職員という立場では、そのような業務を任せてもらえない方も多いの現状である。非常勤職員でも一生懸命業務に従事している人が認証される仕組みがあるとよい。	— - 主体的に仕事ができる人が認証アーキビストであると思っている。よって認証要件を下げる等、<u>資格取得のハードルを低くしない</u>ほうがよいと思う。 - 認証要件はこのままでよいが、意欲はあっても立場によって資格の取得が難しい人（特に女性で家庭の事情により継続して勤務することが困難な者など）もいるため、そのような事情は考慮してほしい。	問2－2の理由に同じ。
問 3 実務経験を有しないが、知識・技能等を修得した者への資格化の要/不要	必要	どちらかといえば、必要	どちらかといえば、不要
理由	アーキビストの裾野を広げることにつながると思われるので。 - 評価選別や審査業務など実務経験が重要となる業務があることは確かだが、実務経験を強調しすぎると、若い人たちの取り込みができなくなってしまう。よって、まずは知識・技能等を修得し、その後、実務経験を積みばよいという二段階で認証するというのもありだと思う。 - 修得すべき知識・技能等のレベル感について、学部レベルか大学院レベルかと問われれば、大学院レベルだと思う。<u>裾野を広げるなら学部レベルだといえようが、学芸員や司書のように大量輩出して就職先がないということにもなりかねない。</u>	アーキビスト専門職の採用、これに対する応募の際に認証の有無を考慮する可能性が広がる。(実務経験のない新卒も認証アーキビストになることができるので) - 一定経験を積んでこそ認証アーキビストだと思う。 - 現状の認証アーキビストの仕組みでは、実務経験が積めない人は認証アーキビストの要件を満たせない。よって、職員採用時の条件に「認証アーキビストの取得」を掲げてしまうと、採用の幅が狭まってしまう。そのため、上記の回答をした。 - 上記の回答の「新卒」は、大学院レベルを想定している。 「准アーキビスト」という名称は、あまりよくないと思う。 - 教育制度が整えられることは良い一方で、知識・技能を修得した大学院出身者が優れ、現場で長年実務経験を積んだ者が軽んじられるような意識が生まれることを危惧する。	問2－2の理由に同じ。また、専門領域に関する修士課程修了学位を関係者間で尊重し、資格を有することとは別に社会に向けてその価値を発信すればよいため。 - 現在全国で活躍しているアーキビストの方々の中には、教育制度が整っていない時期に採用され、長期間にわたり実務経験を積み重ねて能力を身につけてきた方々が大勢いる。但し、そのような方々の話を聞くと、実務ベースで経験を積みば十分とは考えておらず、まとまった専門教育を受ける重要性を指摘される。よって今後、大学院教育を充実していくこと、また大学院教育を基本に専門人材を育成していくことが重要と考える。 - 一方で、大学院で専門知識を学んだのみで、実務経験がない方に対して、館の継続的な業務を担うべき者として認め、資格を付与することは、少し違うようにも思われる。

		・現状は、大学で歴史学などを学んできた職員が多く、アーカイブズを専門に学べる大学院は日本には少ない。そこで学べる環境にいる人だけが資格が取得できるようになることを危惧している。	・また、大学院で専門知識を学んだ人が輩出され、それらに資格を付与したとしても、それらの人材を確保できる地域と、そうでない地域が生じ、その格差が埋まるかどうかは疑問が残る。
自由意見	— ・令和２年度に開始された初回の申請には、館内で申請に慎重な声もあったが、専門職制度はこの業界の悲願であり、この取組に協力をしなければ裾野が広がらないと考え、職員に申請を促した。 ・当館では、県内の大学生・大学院生に、文書に触れる機会を設けており、興味を持つ学生もいるが、なかなか就職先がなく、せっかく勉強をしても活用してもらえない場がない。西日本豪雨の際、被災公文書のレスキューにこのような学生に参加してもらったこともあったが、そういう人たちに応えられていない。 ・<u>新しい資格と、就職先をいかにリンクさせていくか</u>ということが課題だと思う。 ・現場で経験を積んでも、調査研究実績を公表する機会が得られない、研修を受講する機会が得られないという人達がいる。職員の立場を問わず、<u>研修を受講しやすい環境づくりが必要だ</u>と考える。地方開催やオンライン開催をもっと広げる必要がある。 ・今後、裾野を広げるためにも、認証アーキビストの審査結果の情報をもう少し詳しく公表してほしい。	— ・これまで市民の前で、自らを「アーキビスト」と名乗ることが憚られたが、この認証が開始されたことにより対外的にも名乗ることができるようになった。 ・ローカルラジオ番組で「アーカイブズは何か」を話した際、「認証アーキビスト」と名乗ったら、受けが良かった。マスコミへ自らを紹介する際も、「アーキビスト」であることをアピールしている。 ・「アーキビスト」とは何かを説明することで、その役割の重要性などについても伝える機会が増えている。	— ・そもそもアーキビストの認知度が低い。認知度を高めたいのであれば、国立公文書館が主導するなどして「アーキビスト」の日本語訳を作るべきではないか。 ・国立公文書館として「認証アーキビスト」や「准アーキビスト」をどのように採用・配置する考えがあるのか。 ・「認証アーキビスト」等資格取得可能な大学カリキュラム普及という点で、現在の大学生は公務員を志望する者も多いことは注目に値する。基礎的な人材教育として資格を学習目的・目安とする可能性はあるが、現状は公務員試験範囲の一部に過ぎず、大学側への直接喚起とはならない。「准アーキビスト」の資格と潜在的な人材育成ニーズとを合致させるには、資格の位置づけを明確化し、学習内容と取得効果の連携にむけ工夫が必要。 ・「<u>准アーキビスト</u>」を設ける目的は、<u>１）アーキビストやアーカイブズの社会的な認知度を高めたいからなのか、２）アーカイブズに係る人材の教育制度・環境を整えたいからなのか、３）具体的に想定される現場で文書管理業務を担い</u>うる人材を公的に認め、活用を図りたいからなのか。<u>重なる部分はあると思われるが、目的を明確化して取り組む必要があるのではないか。</u>

- 「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）に基づき、全職員に対する研修の充実強化、各府省CRO室の設置等の取組を推進してきた。
- 各行政機関において公文書管理のルールが確実に実行されるためには、各府省CRO室が主導的役割を果たすことが必要であり、**各府省CROを補佐する専門人材の育成・確保の取組を強化**していく。
※令和3年2月時点で20省庁のCRO室に調査を行ったところ、CRO室で公文書管理業務に専従している職員は84名（ゼロの省庁もある）、OB職員数は専従3名、兼務4名であった。
- 令和4年度に向けて、各行政機関における人員確保のための取組の推進、研修の充実等の取組を進める。
（デジタル化への対応や各種制度の見直しにより、CRO室の業務が当面大幅に増加する）
- あわせて、デジタル化、業務の効率化、合理化により、一定のリテラシーを持つ国家公務員が普通に業務を行っていれば、公文書管理のルールが守られるような仕組み（制度面、システム面）の整備を進める。

【CRO室の専門人材が担う主な業務】

- ①文書管理のPDCAサイクルの実行
（点検・監査、ルール整備）
- ②電子化や新たなルールへの対応
- ③管理簿への記載、RS設定、廃棄協議、移管・廃棄事務に係る具体的な指導・助言
- ④不適切事案への対応（事案処理、再発防止等）
- ⑤情報公開法の開示請求等への適切な対応

【専門人材に求められる能力】

- ①公文書管理法や情報公開法、関連法令及び実務に関する知識並びに省内ルールの設定・運用能力
- ②当該機関の組織業務に関する知識や行政実務経験
- ③点検や監査のノウハウ
- ④保存期間表、RS設定に関する知見・ノウハウ
- ⑤歴史公文書・アーカイブズ機関に関する知見
- ⑥不適正事案への対応能力

※ 行政文書管理の実践的な業務（レコード・マネジメント）を行うためには、**行政実務に関する十分な知識・経験が必要**であり、その上に公文書管理に関する知識やノウハウを積み重ねていくことが適当である。
（認証アーキビストは、歴史的に重要な公文書に関する知識、技能、経験、調査研究能力を有する専門家）

【行政文書管理の専門人材の育成・確保に向けた具体的な取組】

①キャリアパスの構築

- ・各行政機関において、府省ＣＲＯ室や各部局文書管理担当への配置、内閣府公文書監察室や国立公文書館への出向等により、実務経験を積みながら、文書管理に関する高度な知見の獲得・活用ができるよう、人事配置を行う。

②研修の充実

- ・ＣＲＯ室の職員や地方支分部局や各部局の文書担当者が、高い実務能力と専門性を持って業務を実施できるよう、公文書管理課及び国立公文書館において、多様で実践的な研修等を提供する。

③ＯＢＯＧ人材の活用

- ・各府省のＣＲＯ室において、文書管理の経験・専門性を持った人材や、豊富な行政実務経験を持った人材を確保し、長期にわたり従事させる。後者の人材に対しては、実践的な研修を提供し、質の確保を図る。

○行政文書の管理について、組織として重要な人材やスキルであるとの認識を高めることも重要。

○今後は、デジタルに関する知見も求められるようになる。

【その他】

- 国の行政機関における経験のうち、例えば、内閣府公文書監察室、各府省公文書監理官室において、公文書管理に関する助言及び実地調査、研修の企画・運営等の「指導・助言」（「アーキビストの職務基準書」が示すもの）を主たる職務として遂行している場合は、認証アーキビストの認証に係る実務経験の対象となる。
- 認証アーキビストで行政実務経験を有する人材を各府省ＣＲＯ室で活用することも、引き続き検討する。（認証アーキビストの派遣側の体制や人材確保も課題）
- 地方支分部局や各部局文書担当における人材の育成・確保や、ＣＲＯ室におけるデジタルの知見を有する人材の育成・確保も推進する。

＜参考＞ 公文書管理の適正の確保のための取組について

（平成30年 7 月20日 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）

3. 公文書管理の適正を確保するための取組

① 職員一人ひとりに働きかける取組

ア. 公文書管理に関する研修の充実強化

（略）e-ラーニング等も活用して、速やかに全ての職員が確実に研修を受講するよう取り組む。さらに、来年度以降、新規採用の職員に対する採用時の研修の項目に公文書管理を必ず取り入れることとする。

③ 体制面の取組

ア. 実効性あるチェックを行うための体制整備

（イ）各府省において、総括文書管理者の機能を分担し、各府省における行政文書の管理及び情報公開の実質責任者となる「公文書監理官（仮称）」（「各府省CRO」と通称）を大臣官房等に設置する。

（略）また、公文書監理官の下に、府省内の行政文書の管理及び情報公開への対応の適正性や統一性を確保するため、「公文書監理官室（仮称）」を設置する。これらの各府省における体制整備について、平成31年度に必要な措置を講ずる。それに先立ち、今夏に、大臣官房審議官等の中から「公文書管理担当」を職務発令する。

また、公文書監理官室には、各府省プロパー職員のほか、公文書管理の研修を受けたOB職員など公文書管理に係る専門的知見や実務経験を有する者を配置することを検討する。

公文書管理委員会で素案を提示（4月）

【委員の主なご意見】

- ① CRO室の充実は、是非進めていただきたい。現場での指導を重視して活動している。手続面も大事だが、作成義務や情報公開の充実も含めて、説明責任を全うする観点を大切にしていきたい。
- ② 新しい技術革新への対応も必要。情報公開への対応能力も、専門人材に大切な能力。
- ③ 人事管理の在り方を工夫する必要がある。人事管理部門に、行政文書管理の専門人材の重要性が伝わっていなければ、制度は徹底しないと思う。
- ④ 今後、公務員の定年延長の問題がある。うまく活用できるか検討する必要がある。

各府省公文書監理官（CRO）に説明・依頼（4月）

- ① 監察結果にも示されているように、各省庁の公文書管理の適正の確保のためには、各省のCROを支える人材の育成・確保が重要である。さらに、デジタル化に合わせて、情報システム担当部局との調整や制度の大幅変更が必要になる。
- ② 内閣府において、質を充実するための「実践的な研修の充実」について取組を進める。各省庁においても、再任用制度の活用を含め、定員要求など、必要な人員確保の取組を進めていただきたい。

各府省人事管理官に説明・依頼（6月）

- ① 公文書管理・情報公開業務の専門人材の育成のためのキャリアパスの構築や人事配置
- ② CRO室の体制の確保
 - ・再任用職員の活用（文書管理の助言・指導や監察、情報公開請求対応など）により、現役職員がデジタル化や制度改正に対応できるよう役割分担
- ③ 新規採用者研修、新任管理者研修で、公文書管理についての研修を継続実施

參考資料

廃棄協議の方法の見直しについて（案）

令和3年7月26日（月）
第89回公文書管理委員会

【廃棄協議について】

資料4－1（抜粋）

○行政機関の長が、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。（法8条2項）

<行政文書の廃棄の状況> ※令和元年度行政文書管理状況報告（令和3年3月公表）

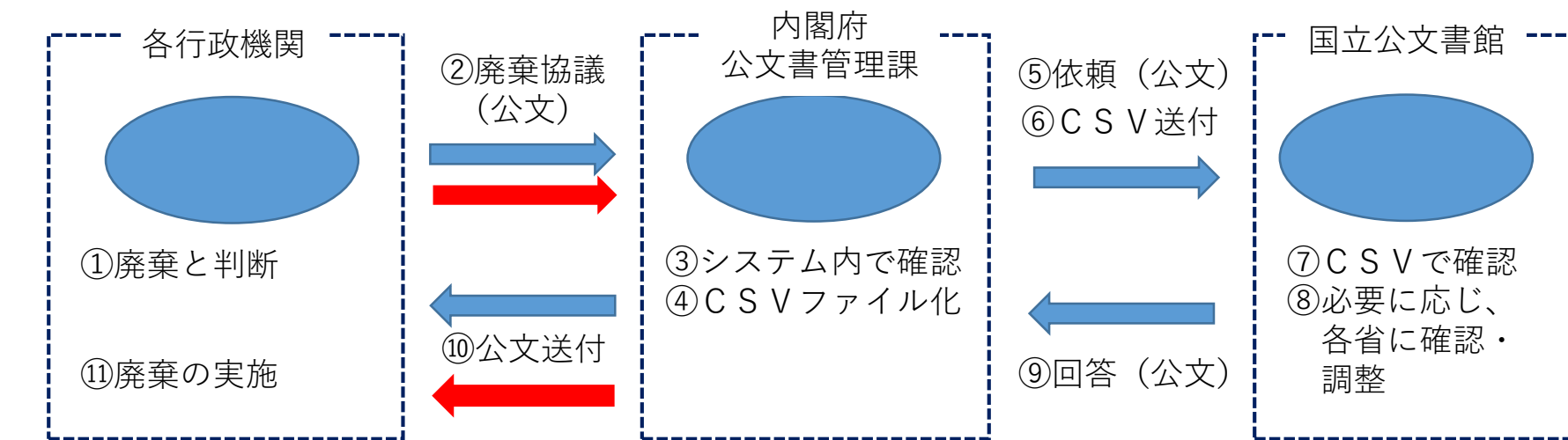
・保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄の状況

移管が 13,459件／2,861,910件（0.5%）

・廃棄に係る協議の状況

協議中が 2,122,512件／2,605,337件（81.5%）

【現行の運用（概要）】



※RS確認もほぼ同様の手続である。 現行の文書管理システム内で連携

※国立公文書館法に基づく
専門的技術的な助言。

廃棄協議の方法の見直しについて（案）

【問題認識】

○廃棄協議の迅速化・効率化を図る必要がある。

※保存期間を満了した時点で行政文書の8割が、廃棄協議を終えられていない。（各省の廃棄協議開始の遅れも原因）

※デジタル化を進める中、情報システム構築時に、廃棄時期が確定しなければ、システム費用の増加や民間参入の阻害要因となるため、廃棄協議を確実に終わらせる仕組みが必要。

【対応の方向性】

○レコードスケジュール（RS）確認と廃棄協議の2段階で全件確認を行っており、負担が大きい。RS確認に注力する仕組みを構築するとともに、RS確認の調整が確実に行われるようにする。

○国立公文書館のアーキビストの専門的知見をより有効に活用するとともに、移管が適当と考えられる文書を移管させる（廃棄させない）ための調整の強化を図ってはどうか。

※移管している案件は0.5%程度。施行10年の蓄積を踏まえ、可能性のある案件に注力。

○新しい文書管理システムの導入の機会でもあり、協議の手続等を見直す。RS確認や廃棄協議の業務負担についても検討する。

廃棄協議の方法の見直しについて（案）

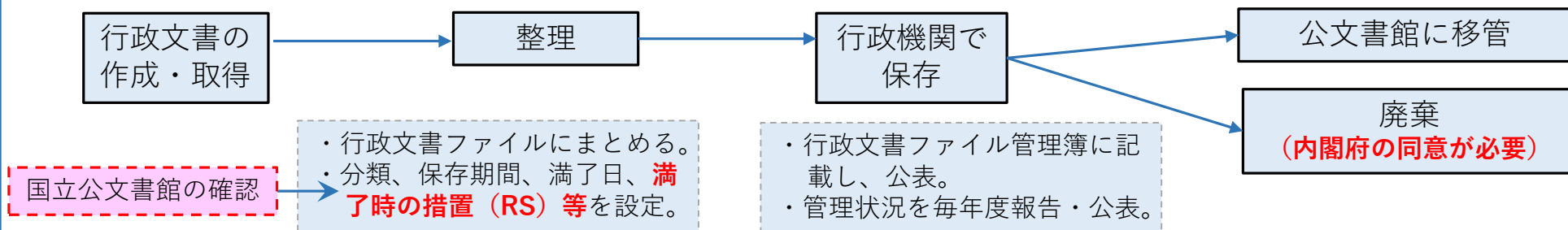
【具体的な取組（案）】

令和3年中にガイドライン改正

① RS確認の重視

- RS確認では、文書の類型・性質等に基づいて判断。廃棄協議ではRS確認の結果を前提に、歴史的重要性が時の経過によって変化したかどうか等の観点から確認している。
- 各行政機関における記憶が残っているうちにできる限りの調整することが合理的であり、**RS確認をより重視することが適当ではないか。**
- 国立公文書館によるRS確認が専門的技術的助言として全ての行政文書ファイルのRSを対象に行われるようにする。そのため、ガイドラインの規定を強化することを検討。

＜現行規定＞総括文書管理者は、(略)、必要に応じ、国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。
- RS確認で確定した内容が、文書管理のシステム上に記録され、その後、RSの変更を行政機関側の判断だけではできないようにする。（システム面でも対応）



廃棄協議の方法の見直しについて（案）

【具体的な取組（案）】

② 地方支分部局や現業の文書の類型化と、類型による R S ・廃棄協議の実施

令和 5 年度から

- 本省において、地方支分部局等の行政文書の類型化（分類・名称の統一を含む）を行い、「**地方・現業文書類型表**」（仮称）により、内閣府（公文書管理課）や国立公文書館と R S ・廃棄の事前調整を行う。
- ※ 移管可能性がある文書は、本省で集約して管理することを徹底することもある。
- ※ RS設定は国立公文書館で確認する。各行政機関と内閣府と国立公文書館の間で、RS確認の調整や廃棄協議の事前審査について、**行政文書ファイルを作成する前に事前に調整を行い、そこで決めた内容に従って、各行政機関（地方支分部局や現業部署）で行政文書ファイル进行管理**するという考え方である。
- ※類型化以外の確実かつ合理的な方法があるかについても検討する。
- 類型表に掲載していない行政文書については、個別に R S 確認・廃棄協議を行う。
- ※業務システム内のデータで事前に調整した案件も同様とする。

廃棄協議の方法の見直しについて（案）

【具体的な取組（案）】

- ③ 廃棄協議に当たり内閣府限りで判断する（国立公文書館の専門的技術的助言を求めない）案件を類型化する。ただし、RS確認は、基本的に全案件について行う。

（例）出勤簿・休暇簿、旅行命令、定例的な補助金の個別の審査、1年保存・3年保存の文書、

- 類型は、国立公文書館の専門的技術的助言を得ながら、内閣府で整理の上、公文書管理委員会にも説明する。

令和3年中に一定の整理。令和4年度以降も随時見直し

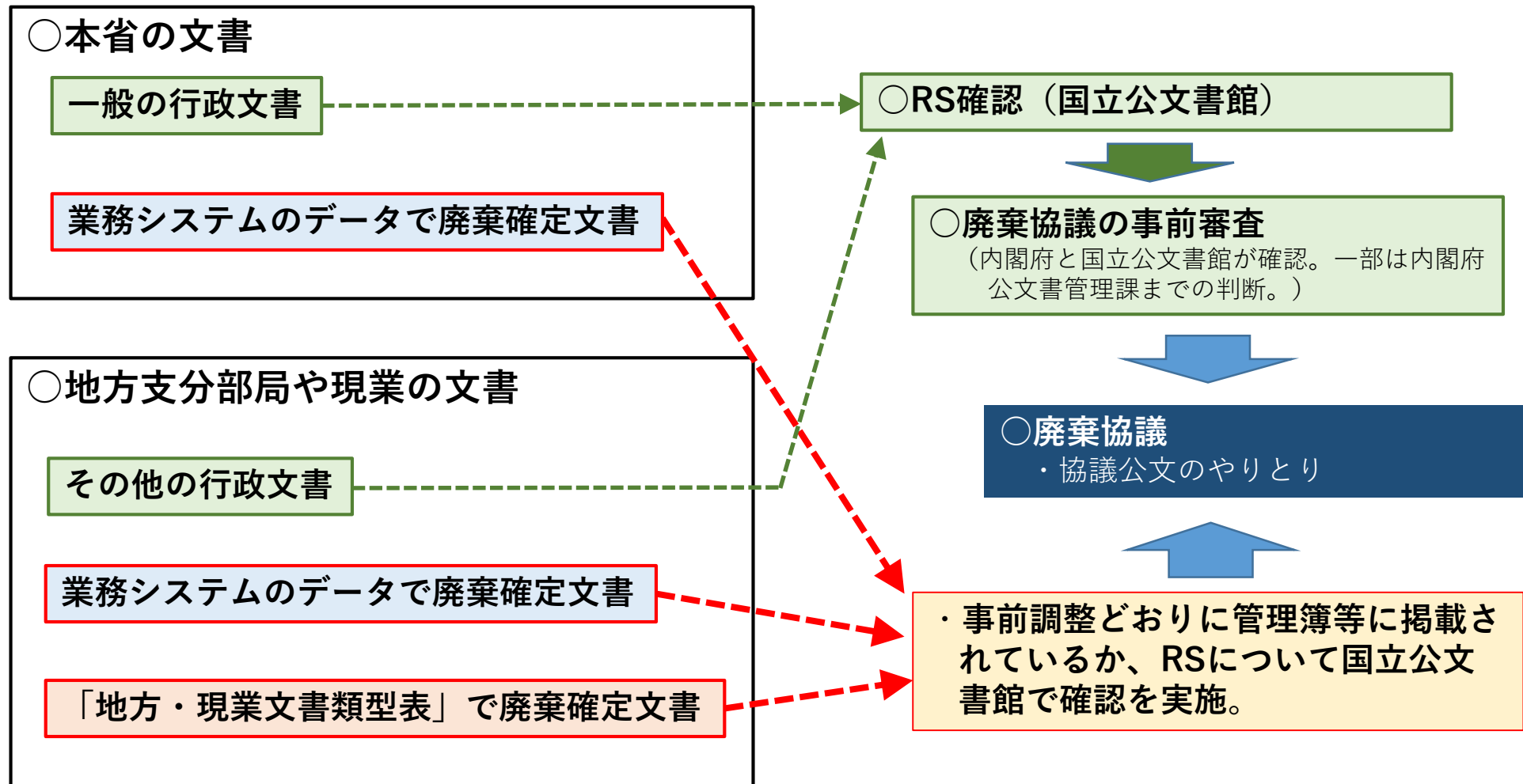
※内閣府と国立公文書館の間で、専門的技術的助言（国立公文書館による審査）を行う案件の範囲を事前に決めておくものである。

- 将来的には、保存期間が3年以下の文書（かつ作成から3年以内のもの）については、文書管理システム上で、RS確認で「廃棄」とされたものについては、廃棄協議の事前審査を終えたものとして運用することを検討する。

廃棄協議の方法の見直しについて（案）

【②～③の将来のイメージ】

赤枠の文書は、内閣府・国立公文書館との事前調整が必要



廃棄協議の方法の見直しについて（案）

【具体的な取組（案）】

- ④ 各行政機関において廃棄と判断されて協議が行われたが、**国立公文書館において「移管」が適当と評価した案件に対する対応の強化**
 - RS確認や廃棄協議に際して行政機関との間で要調整となった場合に、その対応に当たっての内閣府公文書管理課と国立公文書館の連携の強化。
 - **9条3項・4項に基づく資料提出や実地確認、8条4項に基づく廃棄しない求めを活用。**
（9条3項・4項のうち、廃棄に関して行う業務を公文書監察室から公文書管理課に移管）

令和3年中に内閣府本府組織令の改正

○公文書等の管理に関する法律

(整理)

第五条 (略)

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

(管理状況の報告等)

第九条 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

○国立公文書館法

第四条 国立公文書館は、特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供することと等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。

第十一条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

四 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。

行政文書の管理に関するルールの見直しの内容（案）

令和3年7月26日（月）
第89回公文書管理委員会
資料4－2より作成

- ⑥**移管の範囲についての見直し**：公文書管理法施行10年を踏まえ、移管する行政文書の範囲の拡大を検討してはどうか。

【追加例】

○EBPMを踏まえ、政策の実績や効果

- ・政策の立案過程を重視しているが、政策効果の事後的な検証にも使えるよう、実施状況、政策の効果を把握するデータ、政策効果を分析した資料など。

○地方自治体に示す基準に係る事務連絡

- ・事務連絡により地方自治体の業務を推進することもあることから、明確化する。

○これまでに各省庁「重要政策」に定められた内容を踏まえて検討

- ・3年間の実績を踏まえ、モデル事業、重大な問題を踏まえた体制の整備、各行政機関における重要な政策パッケージ（政策の方向性を示すもの）などは、移管としてはどうか。
- ・移管・廃棄が年度によって変更されるのは必ずしも望ましいことではなく、移管範囲の拡大を踏まえ、各行政機関が「重要政策」を定期的に定めるのではなく、そもそも、重要な政策であれば移管することを徹底することとしてはどうか。
- ・現在各省庁が「重要政策」と定めている政策案件は、各省庁での継続を求めてはどうか。

【移管範囲の明確化】

- 施行後10年の実績を踏まえ、移管・廃棄の具体的な線引きについて詳細を示すことで、より適切かつ効率的な評価・選別につながるのではないかと。（ただし、行政文書ファイルのまとめ方との整合性を踏まえて検討する必要がある。）

【デジタルWGのミッション】

- 公文書管理は行政活動の基本であり、時代に対応した制度（ルール）と仕組み（システム）が必要である。デジタル化のためには、紙媒体を前提としたルールの中で電子媒体に置き換えていく発想を転換しなければならない。デジタル庁の発足を前に、**デジタルを前提とした公文書管理の将来像を展望し、今後の制度の見直しとシステムの整備の方向を示す。**

【検討テーマ】

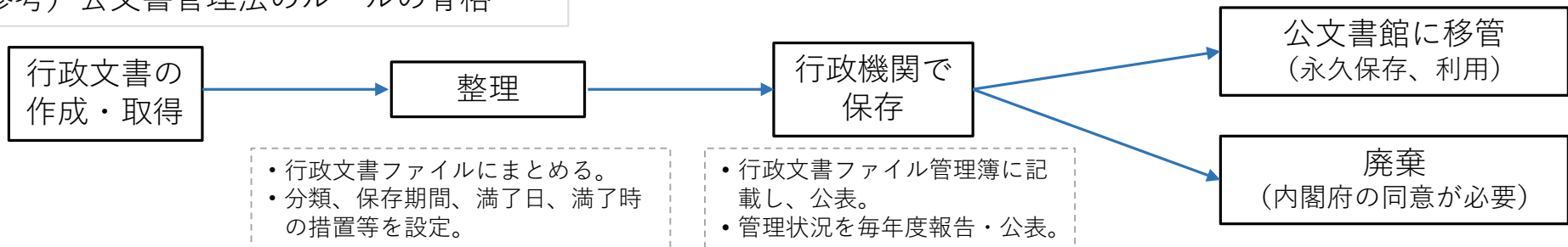
【1】 デジタルを活用した確実かつ効率的な公文書管理 （行政情報の利活用や説明責任の基盤）

- ・ 行政機関の情報基盤システムを活用して行う行政文書の作成・取得、保存等について、デジタル化に対応した制度の見直しを行うとともに、デジタル技術（AIやRPAを含む）も活用して、文書管理に伴う作業の自動化を進め、**確実（手続漏れ・改ざん・紛失・誤廃棄がない、保存期間の設定等に誤りのない）かつ効率的な（職員の時間的負担やストレスの少ない）文書管理**を実現する。

【2】 業務システムと公文書管理法のルール

- ・ デジタル技術を活用して特定の業務（旅行命令、補助金業務等）を処理するために整備・運営される「業務システム」に関して、公文書管理法に基づく適切な管理のためのルールや留意事項についての検討を行う。

（参考）公文書管理法のルールの骨格



【1】デジタルを活用した確実かつ効率的な公文書管理

【システムの整備の方向性】：**公文書管理の作業を自動化し、ストレスフリーなものを目指す。**

- デジタル技術を活用し、作成・取得した文書の保存・移管・廃棄等の公文書管理の手続・作業の自動化を進める。例えば、**進行管理はメタデータを活用してシステムが自動的に**行い、**保存期間や移管・廃棄についての一次的判断はA IやR P Aを活用して職員は確認を行えばよいようにする。**
- 「大分類・中分類・小分類」の階層分類を見直し、**メタデータで分類情報を付与して、分類・管理**する。将来のA IやR P Aの活用を見据えて、分類や名称の統一化を進める。
- **確実な文書管理**のため、情報セキュリティの確保、システムの冗長化やバックアップの確保、改ざん防止（読取専用化）、長期保存用のフォーマットへの自動変換を行う。
- デジタル庁による関係システム（L A N、文書管理システム等）の統合的な整備により、政府全体で活用できる最適な仕組みを実現。国立公文書館までをひとつながりの仕組みととらえ、全体のシステムを統合的に整備。

【主な制度見直し】：**デジタル化を見据えた業務プロセス改革、適正かつ合理的な管理の実現**

- **統一的なスケジュール**で運用。例えば、文書整理期間を設け、7月末までに行政文書ファイルの内容と書誌情報を確定する。（4月や7月頃の人事異動を考慮し、記憶のあるうちに記録を固めるため。）
- **年度をまたいで一つの行政文書ファイル**にまとめられるようにする。（※現在は4月1日の前後で分ける運用）
- **国立公文書館等に移管する30年保存文書（法律、条約、閣議決定等）の保存期間を20年に変更し、早期に移管する（利用可能にする）**ことを検討。移管後も必要があれば行政機関で文書（写し）を継続保有することを認める。
- 必要に応じて公文書管理法の見直しを視野に入れて検討する。

【進め方・留意事項等】

- **令和8年度までの自動化の実現**を目指す。デジタル庁と内閣府公文書管理課が中心となり取組を進める必要がある。各省C R O室（公文書監理官室）の体制強化や情報システム担当との緊密な連携が必要。
- 制度改正に速やかに着手。現場までの浸透やシステム化の進捗に留意しつつ、段階的に実行する。

【2】業務システムと公文書管理法のルール

【基本的考え方】

- デジタル時代には、文書形式ではなく、**データを活用して多くの業務が実施されるようになる**。
- **業務システム内のデータは行政文書に該当し、公文書管理法の適用を受ける**ことを明確化。
- 業務システムを設計する段階で、作成・取得する文書、まとめ方、保存期間、満了時の措置等を検討・決定することが望ましい。（保存期間の設定と満了時の措置（移管・廃棄）は、システムの設計に大きく影響）

【公文書管理のルールの運用や留意点】

- 新たなデジタル技術を活用した様々な仕組み（複数の機関で一つのデータを閲覧、ワンスオンリーのためのデータベースの活用等）に対応して、**公文書管理法のルールの運用や留意点等を整理し、周知徹底**する必要がある。
 - ・ 国と地方公共団体がデータを共有する際には、事前に保存期間等の調整を行うことが適当である。
 - ・ 保存期間満了時に、行政文書（データ）を廃棄してよいかについて、内閣府等と事前に相談し、確定させる。保存期間の延長が必要な場合には、関係文書だけを延長して保存できるという運用にする。
 - ・ データベースの情報を参照して意思決定を行った場合には、参照時点や取得した情報を合わせて保存する。
- 許認可など長期にわたり継続する案件について、現在、複数の案件を年度毎に束ねているが、年度や案件を超えた一つのデータベースという考え方で管理することを可能とする。

【業務システムの整備に係る行政文書の管理に関するルール】

- 保存期間を「業務システムの整備・運用契約の終了に係る特定日から5年間」とすることや、一定金額以上（例：10億円以上）の業務システムに係る重要な文書については、国立公文書館等に移管することを検討。

【公文書管理法】

- 第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

【公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書】（平成28年3月公文書管理委員会）

- 地方公共団体における文書管理の促進に当たっては、地方公共団体ごとに文書管理の実情や住民のニーズが異なっていることを前提に、多様な形態の取組を支援していくことが重要である。地方公共団体の参考となる様々な取組の情報収集・提供や、システム整備・専門職員の不足といった実務的な課題の相談等、地方公共団体の文書管理業務について国や国立公文書館が積極的に支援し、普及・啓発を実施することについて検討すべきである。

【内閣府の最近の取組】

- 都道府県に対しアンケート調査を実施（令和3年2月）。3月に調査結果を踏まえた情報提供。

（調査項目）

①公文書管理委員会等の設置状況

⇒ 11団体で設置

※条例等の制定状況は総務省、公文書館等の設置状況は総務省と国立公文書館がそれぞれ調査。

②新型コロナウイルス感染症対策に係る文書の対応状況

⇒ 次ページ参照

③国への要望事項

⇒ 次ページ参照

- 公文書管理に関する国・地方自治体オンラインフォーラム（令和3年度新規事業、8月と1月頃を予定）

- ・ 公文書のデジタル化、地方公共団体における公文書管理 等を テーマに実施
- ・ 対象者は都道府県・政令市の公文書管理担当官を想定

地方公共団体へのアンケート調査結果概要と対応

【新型コロナウイルス感染症対策に係る文書の対応状況】

(具体例)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する県の対応に係る文書は、他の事項に係る文書のファイルとは別に編綴し、ファイルの名称には「新型コロナウイルス感染症」の文言を含むようにしている。また、保存期間を原則10年以上とし、保存期間の満了後は県立公文書館に移管することとしている。
- ・ 公文書管理規則により、歴史資料として重要な文書は、文書館に引き渡すこととしており、新型コロナウイルス感染症対策に関する文書は、文書館への引き渡しの対象となる旨を庁内に通知した。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針」を定めており、同方針に基づき、公文書館への移管を行っていく。

⇒ 好事例をまとめ、情報提供。

【国に対し情報提供を希望する事項が多かった項目への対応】

●「歴史的緊急事態」の対応に係る文書の取扱いについて

⇒ 新型コロナウイルス感染症対策に関する文書について、国の関係資料を情報提供。

●行政文書の電子的管理について

⇒ 国の「基本的な方針」（平成31年3月）や、各種マニュアル等の資料を情報提供。

●他の自治体に関する情報について

⇒ 公文書管理条例等の制定状況（全都道府県、全政令市、市区町村の93%）、公文書館等の設置状況（40都道府県、43市区町村）等を情報提供。

●その他（認証アーキビストや専門知識を有する人材に関する情報）

⇒ 認証アーキビストの認証状況や、国立公文書館の相談窓口、国の研修に関する資料等を情報提供。